世界遺産暫定一覧表記載資産　準備状況報告書

1. 資産名称

百舌鳥（もず）・古市（ふるいち）古墳群

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

大阪府　堺市、羽曳野市、藤井寺市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡

4. 資産の概要

百舌鳥・古市古墳群は、エジプトのクフ王のピラミッドや中国の秦始皇帝陵と並ぶ世界最大級の仁徳天皇陵古墳や応神天皇陵古墳をはじめ、世界的にも稀有な大きさで、しかも日本独自の墓形状である前方後円墳が累々と築造された、世界を代表する古代の王たちの墓群である。

古代国家として統一化が進みつつあった3世紀中葉からおよそ400年間に、日本列島内では前方後円墳をはじめとする多くの古墳が築造されたが、その時代の中でも荘厳な古墳が築造された4世紀後葉から5世紀後葉に形成されたのが、巨大前方後円墳を核とする百舌鳥・古市古墳群であった。百舌鳥・古市古墳群はまさに時代を象徴する資産である。

百舌鳥・古市古墳群の最大の特徴は、王墓と呼ぶにふさわしい巨大前方後円墳が数多く築造されている点にある。さらにその墳丘の大きさや形の独自さに加え、濠を巡らせて墳丘を外界と隔絶し、墳丘盛土表面に葺石を施し、聖域を画するように埴輪を立て並べ、祭祀の場として造出部を後円部と前方部が接する付近に設けるという、墳墓構造の特異な点もみられ、古代日本の王墓としての威容をほこっている。

しかも巨大前方後円墳だけでなく、その周辺に大小規模の前方後円墳、帆立貝形墳、円墳、方墳が築造されている。とりわけ仁徳天皇陵古墳周辺で典型的にみられるように、王墓の周辺を衛星状に取り囲む中小規模の古墳は、王墓に対する従属性を象徴している。そこには王を頂点としたその時代の社会の階層構造が端的に表されている。

このように、百舌鳥・古市古墳群は人類に共通する顕著な普遍的価値を有している。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

（1）これまでの取り組み状況

① 府及び地元市の連携促進

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議：（平成 23 年 5 月～）

目的：ユネスコ世界遺産センターへ提出する推薦書案の作成のための学術的な調査・研究及び国内外への戦略的な情報発信・機運醸成の取組みを進めていくことを目的に設立。知事と地元市長による意思決定機関。

第 1 回 (H23.5.12)	・暫定一覧表記載までの経過報告 ・平成 23 年度の事業計画（案）及び予算（案）を承認 ・推進体制を構築し、平成 27 年度登録をめざすことを決定
第 2 回 (H24.4.12)	・平成 24 年度の事業計画（案）及び予算（案）を承認 ・平成 24 年度以降の推進体制の強化を審議
第 3 回 (H24.6.27)	・平成 23 年度の決算（案）を書面決議
第 4 回 (H25.3.25)	・平成 25 年度の事業計画（案）及び予算（案）を承認 ・地域活性化ビジョン（素案）を審議
第 5 回 (H25.6.14)	・平成 24 年度の決算（案）を書面決議
第 6 回 (H25.11.26)	・文化審議会での決定を受け、新たな登録目標年度を平成 29 年度とし、4 者が一体となって取組むことを決定

※本部会議の下に幹事会を設置し、上記案件について事前審議

② 推薦書作成にかかる学術検討

1）百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議

歴史、文化財（考古学）、観光、まちづくり（都市計画）等に優れた識見を有する者で構成し、うち文化財（考古学）、都市計画の識者による専門部会を開催

・有識者会議

第 7 回（H24.3）：価値の証明について

・専門部会

第 10 回（H23.8）：構成資産の選択の根拠について

第 11 回（H24.3）：類似資産比較研究の手法について

第 12 回（H24.8）：国際専門家会議シンポジウム内容の確認について

第 13 回（H25.3）：推薦書原案及び包括的保存管理について

・専門部会（考古学委員による会議）

（H24.7）：顕著な普遍的価値及び緩衝地帯について議論、8 月の専門部会に反映

（H25.2）：コンセプトと資産構成および顕著な普遍的価値の考え方をまとめ、3 月の専門部会に反映

２）国際専門家会議・国際シンポジウムの開催

開催日（開催場所）	主な出席者及び議題
H24.1.13～15 （堺市）	マーティン・カーヴァー ヨーク大学名誉教授 朴天秀 慶北大学校教授 王巍 中国社会科学院考古研究所所長 西村幸夫 東京大学先端科学技術研究センター所長 西谷正 九州歴史資料館館長 百舌鳥･古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員 【議題】 ・世界文化遺産をめざす百舌鳥・古市古墳群のコンセプトについて ・ヨーロッパ、アジアの類似資産との比較検討
H24.12.13～16 （大阪市）	ウィレム・ウィレムス ライデン大学教授 呂舟 清華大学教授、李惠恩 東国大学校教授 稲葉信子 筑波大学大学院教授)、 百舌鳥･古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員 【議題】 ・百舌鳥・古市古墳群の世界史的意義 ・資産の OUV、評価基準の考え方について
H25.10.24～26 （大阪市・藤井寺市）	ウィレム・ウィレムス氏、呂舟氏、西村幸夫氏 稲葉信子氏 百舌鳥･古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員 【議題】 ・資産の OUV、評価基準への適合理由等について ・資産の保存管理、緩衝地帯のあり方について

３）専門家による現地視察及び意見聴取（主なもの）

視察日（視察場所）	専門家
H24.1.11、12 百舌鳥・古市古墳群	マーティン・カーヴァー氏、朴天秀氏
H24.9.9 百舌鳥・古市古墳群	日本イコモス国内委員 13 名
H24.11.9、10 百舌鳥・古市古墳群	李惠恩氏
H24.11.25、26 百舌鳥・古市古墳群	稲葉信子氏
H24.12.11、12 百舌鳥・古市古墳群	ウィレム・ウィレムス氏、呂　舟氏
H25.10.26 古市古墳群	西村幸夫氏

４）学術検討・条件整備部会

H23 年度 （3 回）	H23.6.17 H23.12.5 H24.2.20	・構成資産の精査・緩衝地帯検討 ・レーザー測量・類似資産比較調査報告 ・第 1 回国際専門家会議・シンポジウム議題整理

H24 年度 (4 回)	H24.4.9 H24.5.25 H24.10.1 H25.1.10	・世界遺産登録推薦書原案作成支援業務 ・構成資産の考え方の確定・顕著な普遍的価値・評価基準の確定・緩衝地帯の検討 ・第 2 回国際専門家会議・シンポジウム課題整理 ・(仮称) 百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン (素案) の検討
H25 年度 (3 回)	H25.3.18 H25.7.25 H25.11.18	・第 3 回国際専門家会議・シンポジウム課題整理 ・登録に向けた課題整理 (推薦書・緩衝地の検討)

※推進本部会議内に設置した地元自治体の担当セクション会議

5) 調査・研究

○東アジアとの類似資産比較研究 (府市合同事業、H21、H22)
○孫太夫山古墳・銅亀山古墳 (百舌鳥) の発掘調査 (3 市、H23)
○ニサンザイ古墳 (百舌鳥) の発掘調査 (堺市、H24、H25)
○百舌鳥・古市古墳群の航空レーザー測量 (推進本部会議、H23)
○割塚古墳、松川塚古墳 (古市) の発掘調査 (藤井寺市、H24)
○津堂城山古墳 (古市) の発掘調査報告書刊行 (藤井寺市、H24)
○東山古墳 (古市) の発掘調査 (藤井寺市、H25)

6) 史跡の公有化

○史跡古市古墳群応神天皇陵古墳外濠外堤の一部 (347.86 ㎡)
(羽曳野市、H23)
○史跡古市古墳群応神天皇陵古墳外濠外堤の一部 (263. 22 ㎡)
(羽曳野市、H24)
○史跡古市古墳群古室山古墳の一部 (787.64 ㎡) (藤井寺市、H23)
○史跡古市古墳群古室山古墳の一部 (536.53 ㎡) (藤井寺市、H25)

③ 機運醸成及び啓発に向けた取組み

1) 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進民間会議

世界文化遺産登録に向けた機運を盛り上げるため、平成 24 年 6 月、地元経済界・観光分野・交通事業者などの民間団体と有識者で構成する「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進民間会議」を設立。地元自治体と民間団体との連携のもと、国内外への情報発信・機運醸成の取組み、地域の魅力創出に関する取組みを進めている。

【主な連携取組み】

○平成 24 年度

・世界遺産条約採択 40 周年記念会議にあわせ、関西国際空港内及び JR

主要駅（53か所）でPRポスター・画像を掲示。

○平成25年度

・近畿日本鉄道（株）と地元商工団体と連携した百舌鳥・古市古墳群の写真コンテスト及び物産展形式のPRイベントを開催。

２）魅力創出・情報発信部会

H23年度 （4回）	H23.5.20 H23.7.29 H23.12.5 H24.2.20	・統一的な情報発信に向けた共通のシンボルマーク・ロゴ等のデザイン、リーフレット作成 ・情報発信事業の進め方 ・第1回国際シンポジウムの開催
H24年度 （6回）	H24.4.9 H24.5.25 H24.6.25 H24.9.6 H25.1.10 H25.3.18	・民間会議の設立 ・PRポスター、映像、ウォーキングマップの作成 ・百舌鳥・古市古墳群ホームページの開設 ・第2回国際シンポジウムの開催 ・（仮称）百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン（素案）の策定
H25年度 （２回）	H25.7.25 H25.11.18	・第3回国際シンポジウムの開催 ・（仮称）百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン（案）の策定 ・今後の機運醸成に向けた取組み

※推進本部会議内に設置した地元自治体の担当セクション会議

３）百舌鳥・古市古墳群のPR用シンボルマーク・ロゴの作成

登録に向けた統一的なメッセージを戦略的・効果的に国内外に発信していくためにシンボルマーク・ロゴ等を作成。市民団体・民間事業者の使用普及を図る。（H23年度：公募によりシンボルマーク・ロゴ等を作成）

４）百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョンの作成

世界文化遺産登録後を見据えたまちの将来像を行政・地元住民、民間事業者、ＮＰＯ等が実現に向けて取り組むための目標や方向性等を示したビジョンを府・地元３市で策定（H26.3）。

５）国内外に向けたＰＲ活動

○大規模イベント等でのＰＲ

・御堂筋kappoに出展し、古代衣装体験やパネル展示を実施（H23､24､25）

・大型商業施設や図書館･博物館においてパネル展示等によるＰＲを実施（H25）

○ＰＲツールを活用した情報発信

・多言語リーフレットの作成（H23）

・ホームページ（日本語版）、ポスター、多言語 PR 映像、ウォーキング・マップの作成（H24）
・ホームページ（英語版）、ちらし、横断幕の作成（H25）
※その他、クリアファイル、エコバック等を作成し、PR に活用（～H25）

○百舌鳥・古市古墳群世界遺産フォーラム（H24）
百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた課題と今後の展開～世界遺産登録に向けて地域社会に求められるもの～をテーマに世界遺産の専門家等を招き、講演やディスカッションによるフォーラムを開催
平成 25 年 2 月 6 日　　午後 1 時～午後 4 時 30 分　　参加者 300 人
出席者：西村幸夫 日本イコモス国内委員長、松浦晃一郎 前ユネスコ事務局長、岩槻邦男 兵庫県立人と自然の博物館館長、五十嵐敬喜 法政大学教授・前内閣官房参与、白石太一郎 大阪府立近つ飛鳥博物館館長、中村俊郎 石見銀山資料館理事長

6）各市の取り組み
○市民説明会の開催
登録に向けた取組み状況について、市民に周知し、登録への理解を深めていただくための説明会を平成 25 年 6 月に地元 3 市で同時に開催した。

○パネル展示
・「百舌鳥古墳群－その出土品から探る」（堺市博物館 H22 特別企画展）
・発掘企画展 2010「世界遺産をめざして！」（藤井寺市、H22.12）
・峯ヶ塚古墳後円部発掘調査二十周年・特別展示（羽曳野市、H24.3）
・藤井寺市を世界遺産のまちへ「緑と歴史の回廊」展（藤井寺市、H23.7～H24.3）
・市内各公共施設での「百舌鳥・古市古墳群」リレーパネル展示の開催（H25.10～H26.1）
○市民向け講座
・世界遺産関連文化財講座(藤井寺市)
・世界遺産講演会（堺市各区で 7 回開催）
・市民大学での世界遺産講座開設（毎年 12 回講座）（羽曳野市）

○ＰＲツールを活用した情報発信
・百舌鳥古墳群 PR 映像作成（堺市、H24）
・百舌鳥古墳群ガイダンスコーナー開設（堺市、H26.3）
・古市古墳群ガイダンス機器の設置（羽曳野市、H26.3）
・古市古墳群 PR 映像の作成（藤井寺市）

○その他事業

・「市民との協働による古墳周辺の清掃活動」ウォーク＆クリーン
（各市連携）

④ 府及び地元市の推進体制整備

（大阪府）

○百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を設置（H23.5）
（会長：知事、本部長：堺市長、副本部長：羽曳野・藤井寺両市長）

（堺市）

○堺市市長公室世界文化遺産推進室（H22.7）
○堺市世界文化遺産推進本部（H22.7）
○堺市文化観光局世界文化遺産推進室（H23.4）

（羽曳野市）

○羽曳野市教育委員会事務局生涯学習室社会教育課世界遺産登録準備室（H21.4）
○羽曳野市市長公室政策推進課世界文化遺産推進室（H23.4）
○古市古墳群世界文化遺産登録推進庁内連絡会議を設置（H23.4）
（会長：市長公室政策推進課世界文化遺産推進室長、副会長：教育委員会事務局生涯学習室社会教育課歴史文化推進室長）
○羽曳野市議会に古市古墳群世界文化遺産登録特別委員会を設置（H24.2）

（藤井寺市）

○藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課世界遺産登録準備推進室（H21.4）
○藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課世界遺産登録推進室（H22.9）
○藤井寺市総務部政策推進課世界遺産登録推進室（H24.4）

（羽曳野市・藤井寺市）（古市古墳群の推進体制の強化）

○古市古墳群世界文化遺産登録推進連絡会議を設置（H21.11）
（会長：藤井寺市世界遺産登録推進室長、副会長：羽曳野市世界文化遺産推進室長［H25 年度時点］）

（２）平成 25 年 4 月 19 日世界文化遺産特別委員会報告以降の新たな取組・体制整備の状況

① 推薦書作成に向けた体制強化

○百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会

・目的：本資産の価値やその保存管理はもとより国際的に通用する内容の推薦書を作成するため、専門家と地元自治体で構成。
課題解決についての検討及び推薦書内容について精査する。

【委員】

・岡田保良 国士舘大学教授

・宗田好史 京都府立大学教授
・和田晴吾 立命館大学特任教授
・福永伸哉 大阪大学大学院教授

第１回委員会　平成 26 年 2 月 14 日
内容：百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値の証明、保存管理について意見聴取
・構成資産の考え方の確認
・評価基準と適用理由の確認と補筆すべき点の確認
・緩衝地帯の考え方と範囲及び具体的な規制内容及び緩衝地帯設定の理論的な説明方法について
・類似資産の比較研究方法について

6. 推薦に向けた課題

（平成 25 年 4 月 19 日　文化庁世界文化遺産特別委員会での指摘課題）

①　OUV 及び適用基準の説明等、価値付けの説明ぶりの更なる検討
②　資産選択の論理及び完全性の説明の更なる検討
③　資産全体としての管理体制の検討
④　周濠周堤部分の法的担保措置の検討
⑤　緩衝地帯の保全のあり方の検討の深度化

上記の課題に対して、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議や専門部会、推薦書作成検討委員会、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議の学術検討・条件整備部会や部会ワーキンググループ等において検討を進めるとともに、①・②・⑤については文化庁、③・④について文化庁および宮内庁と課題解決に向けて協議を実施している。

①・②については、推薦書原案に対する国内外の専門家や文化庁などからの指摘を踏まえ、評価基準（ⅱ）・（ⅲ）・（ⅳ）について、「王およびその関連者の墓群」である百舌鳥・古市古墳群の「東アジア社会での交流の存在」、「古代日本の文明の物証」、「王墓群の顕著な見本」という資産価値との適合を証明する。簡潔で、しかも国際的に理解を得ることができる古墳群の価値の説明方法について繰り返し検討し、推薦書作成検討委員会等で検証を深めている。また、②の資産選択の論理については概ね専門家からも合意を得ている。

③については、資産全体に及ぶ保存管理のための組織体制に関して、文化庁・宮内庁と協議を進めている。さらに史跡古市古墳群保存管理計画を平成 25 年度に策定し、史跡百舌鳥古墳群保存管理計画については平成 26 年度に完成予定、包括的保存管理計画については平成 26 年度に補正修正を行う。

④については、周濠周堤部分にかかる現行法の精査を行い、文化庁・宮内庁との協議を踏まえつつ、保護のための法的担保の実効性について検討を深めている。該当する資産が 5 基あり、うち 4 基は市の公園、もしくは公園予定地など市の所

有地として実質上の保存が担保できる。残り 1 基については平成 26 年度中に法的担保の方向付けを行う。

⑤については、有識者等からの意見や文化庁との協議を踏まえつつ、緩衝地帯の範囲および範囲内の建築物の高さと形態意匠、屋外広告物の規制内容について素案を策定した。各自治体では平成 26 年度に地元説明を行うとともに、関係審議会での審議など法的手続きに入る。

7. 基準の適用

・該当する登録基準　（ⅱ）（ⅲ）（ⅳ）

(ⅱ)4 世紀後葉から 5 世紀後葉にかけて、古代日本は朝鮮半島諸国との対応や中国・南宋への朝貢など、東アジア社会の動向と密接に関わりがあった。

そうした東アジア情勢とのつながりを反映して、百舌鳥・古市古墳群では当時の最先端をいく品々、あるいは朝鮮半島から素材を確保して作られた、当時貴重であった鉄製品が多量に副葬されていた。

百舌鳥・古市古墳群の巨大前方後円墳に葬られた王は、中国の史書『宋書』倭国伝に記された倭の五王である讃・珍・済・興・武のすべて、あるいはそのうちのいずれかである。

百舌鳥・古市古墳群には、4 世紀後葉から 5 世紀後葉にかけて激動した東アジア社会における交流の存在を端的に見出すことができる。

(ⅲ)日本列島で多くの古墳が築造された背景には、莫大な労働力の投入とともに、それを支える生産や流通の基盤などの整備があった。古代日本の社会全体の力で、列島各地で古墳が築かれたのである。

数多くの古墳が築造されたのは、古墳が単に死者を葬る場所というだけではなく、日本で独自に創出された独特の形状である前方後円墳が権力者のシンボルとされ、また巨大前方後円墳を頂点として規模や形状の異なる古墳を造ることで権力者の地位を区分表示するという社会的な側面も読み取ることができる。

王を頂点とする社会が生み出した文明の力によって数多くの古墳が築造された時代のなかでも、特に 4 世紀後葉から 5 世紀後葉にかけては、古墳が大型化、荘厳化した。それは、古墳が築造された 400 年間の中でも、その時代を最も象徴する時期であり、まさに百舌鳥・古市古墳群が形成された時期そのものであった。

そして大型化・荘厳化された古墳が突出して数多く築かれた百舌鳥・古市古墳群は、古代日本の文明の無二の物証である。

(ⅳ)百舌鳥・古市古墳群は、およそ 7 世代にわたる歴代の王墓と同時期に築造された数多くの関連者の墓で構成されている。なかでも墳丘長 400mを超える仁徳天皇陵古墳や応神天皇陵古墳などの巨大前方後円墳は、その規模の大きさや世界でも類のない形状に加え、濠・葺石・埴輪・造出部などが付属されて、世界の他の王墓にはない特徴的な外観を呈していることから、世界を代表する王墓の顕著な見本である。

一方、関連者の墓には、規模、墳形、王墓に対するあり方などがさまざまで、

関連者の権力や権威、王への従属度合などの違いが墓に表されていた。

100 年以上にわたって王の墓が造り続けられた百舌鳥・古市古墳群は、王墓群の中でもひときわ形成期間が長く、しかも関連者の墓のあり方が多様であり、その数も多い。まさしく古代日本の王と関連者の墓群を代表していて、東アジアの古代社会における王墓群の顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

（1）真実性の証明

各資産は、築造当初の形態を大きく崩すことなく現在まで継承されている。一部、崩落や浸食に対する応急的な処置のために資産本来とは異なる材料・材質が部分的に用いられることがあるが、資産の価値に影響を及ぼすものではない。また地元住民から「墓」としての畏怖や敬愛の念をもって守り続けられていて、本来の用途・機能についても充分認識されている。

（2）完全性の証明

資産には、顕著な普遍的価値が発揮できる必要な要素を含む適切な範囲が確保されており、所有者あるいは管理者により適切な管理がなされている。さらに適切な範囲の緩衝地帯を設定し、資産価値に負の影響を与える行為に対して完全かつ適切な法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画において保全のための対策を示すことによって、資産の適切な保護を実施する。

9. 類似資産との比較研究

○平成 21・22 年度には、以下の類似資産について、推薦書の翻訳を行い、墳墓（群）の特徴、価値証明、保存管理状況などの視点で整理した。

（慶州歴史地域（韓国）、高敞、和順、江華の支石墓群（韓国）、朝鮮王朝の王墓群（韓国）、高句麗古墳群（北朝鮮）、古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）、明・清朝の皇帝陵墓群（中国）、秦の始皇帝（中国））

○平成 23 年度は、世界遺産一覧表及び暫定一覧表等から比較検討すべき類似資産を抽出する作業を実施した。

○平成 24 年度は、平成 23 年の調査成果を基に類似資産のデータ分析および取りまとめを行った。また、韓国および中国の類似資産現地調査を実施した。顕著な普遍的価値を証明するための構成資産の絞り込みの考え方、保存管理計画の内容などについて意見聴取を行い、比較研究の分析方法に反映した。

○平成 25 年度は、国内外の類似資産との比較研究の成果を推薦書原案に記載した。さらに提出後の課題に対する今後の方向性を検討した。

□平成 26 年度の比較研究の方向性

比較研究により百舌鳥･古市古墳群の顕著な普遍的価値の証明を深めるために、同一文化圏である東アジアだけでなく比較対象の範囲を広げるとともに、群構造、巨大性、文明、社会構造などの資産の価値証明に記述されたキーワードから類似資産を絞込み、的確な比較対象の抽出を行う。

10. 構成資産の一覧表及び位置図

一覧表　別紙１のとおり

位置図　別紙２のとおり

11. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の範囲は、丘陵・台地等の自然地形を境界とし、道路・鉄道等既存の土地利用形態にも配慮して設定する。さらに、巨大前方後円墳とそれを取り囲む陪塚の分布範囲には、より重点的に保全を図る範囲（資産近傍）を設定する。位置図は別紙２のとおりである。

規制は、資産の中核である巨大前方後円墳の巨大性・特異性を視認・実感できる景観を保全するため、阻害要因となりうる建築物の高さと形態意匠、屋外広告物を規制対象として実施する。各対象とも、資産近傍には、より厳しい制限を設ける。

建築物の高さ規制については、第一種低層住居専用地域、風致地区にはすでに十分な規制が実施されているが、その他の地域についても、都市計画法の高度地区によって、新たな規制を適用していく。建築物の形態意匠については、すでに景観法に基づく条例等によって一定の規制を設けている地域もあるが、都市計画法・景観法に基づく景観地区を定めることで、規制の担保性を高めるとともに、より十分な規制を新たに適用していく。屋外広告物についても、すでに屋外広告物法に基づく条例で一定の規制を設けている地域もあるが、条例改正によって、より十分な規制内容を新たに適用していく。

新たに適用する規制については、H26 年度に推進本部会議策定素案の地元説明を行うとともに、規制適用に向け、関係審議会での説明・審議等を進めていく。

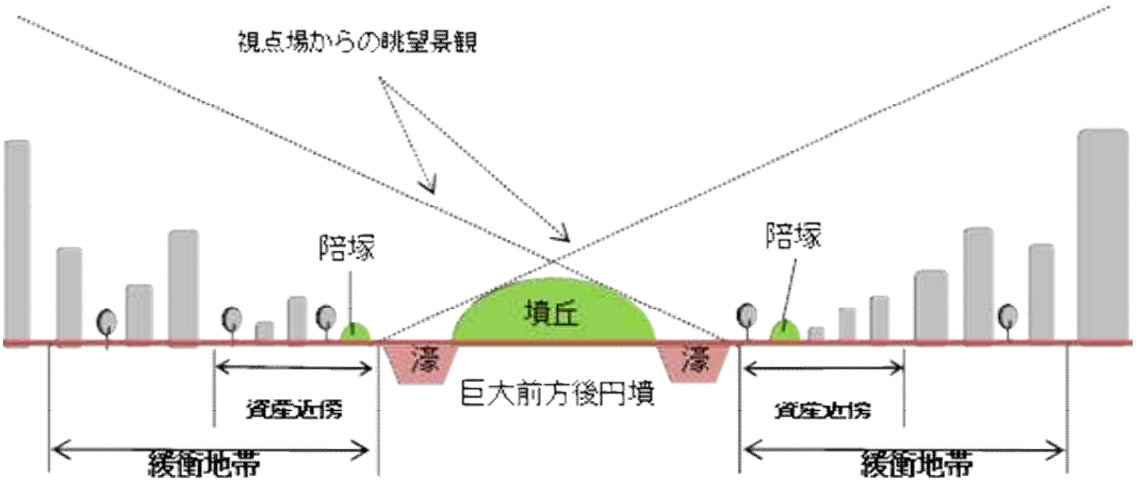

緩衝地帯の考え方

12. 保存管理計画の策定状況

【個別構成要素に係る保存管理計画】

〇百舌鳥古墳群

平成 24 年度　　保存管理計画の検討

平成 25 年度　　保存整備委員会の設置

平成 26 年度　　保存管理計画策定予定

〇史跡古市古墳群

平成 26 年 3 月　　保存管理計画策定

（追加指定を検討している未指定古墳も対象）

【資産全体の包括的保存管理計画】

平成 25 年度　　原案策定

平成 26 年度　　原案補正修正予定

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

年次目標	作業項目
平成 26 年度	・緩衝地帯の法的整備 （地元説明・各審議会・議会の手続き） ・景観計画策定（羽曳野市） ・史跡百舌鳥古墳群保存管理計画の策定 ・推薦書原案及び包括的保存管理計画原案の作成、提出 （陵墓については一体的に包括的保存管理計画に盛り込むことを宮内庁・文化庁と協議中）
平成 27 年度	・推薦書及び包括的保存管理計画提出
平成 28 年度	・イコモス現地調査
平成 29 年度	・世界遺産登録

14. その他

〇平成 26 年 10 月に百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議事業で国際専門家会議、国際シンポジウムを開催予定

・名称：（未定）

・場所：（羽曳野市）

・内容：推薦書原案にかかる内容確認（資産の顕著な普遍的価値、構成資産の保存管理、緩衝地帯のあり方等）

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議規程

（名称）

第１条　百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約第１０条の規定に基づく有識者会議は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議（以下「有識者会議」という。）という。

（組織）

第２条　有識者会議は、委員１５人以内で構成する。

２　委員は、歴史、文化財、観光、まちづくり等について優れた識見を有する者のうちから、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「本部会議」という。」）の本部長が本部会議に諮って選任する。

（座長）

第３条　有識者会議に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　有識者会議は、座長が主宰する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

４　有識者会議は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（顧問）

第４条　有識者会議に、歴史、文化財、観光、まちづくり等について高度の学識経験又は特に優れた識見を有する者を顧問として置くことができる。顧問は、本部会議の本部長が本部会議に諮って選任する。

（部会）

第５条　座長は、必要に応じて部会を設けることができる。

２　部会に部会長を置き、部会を構成する委員の互選により定める。

３　部会は、部会長が主宰する。

（ワーキンググループ）

第６条　部会に、必要に応じて委員その他の者で構成するワーキンググループを設けることができる。

２　ワーキンググループの組織及び運営について必要な事項は、部会長が定める。

（庶務）

第７条　有識者会議の庶務は、本部会議の事務局において行う。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が本部会議に諮って定める。

附　則

この規程は、平成２３年５月１２日から施行する。

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議委員名簿

（敬称略・平成 25 年 10 月 1 日現在）

	氏　名	主　な　役　職	分　野
顧問	上田　正昭	京都大学名誉教授	古代史
座長	石森　秀三	北海道開拓記念館長	観光文明学 博物館学
副座長	加藤　晃規＊	関西学院大学総合政策学部教授	都市計画
委員	角山　　榮	堺市教育委員会顧問	経済史
委員	金関　　恕＊	大阪府立弥生文化博物館名誉館長	考古学
委員	山下　和彦	（公財）堺市文化振興財団理事長	マーケティング
委員	水野　正好＊	奈良大学名誉教授	考古学
委員	白石　太一郎＊	大阪府立近つ飛鳥博物館長	考古学
委員	佐藤　友美子	追手門学院大学地域文化創造機構特別教授	生活文化
委員	井戸　智樹	歴史街道推進協議会総合プロデューサー	都市政策
委員	宗田　好史＊	京都府立大学生命環境学部教授	都市計画
委員	岡田　保良＊	国士舘大学教授	建築 文化遺産
委員	和田　晴吾＊	立命館大学特任教授	考古学
委員	福永　伸哉＊	大阪大学大学院教授	考古学

（注）氏名に＊を付した委員は、専門部会委員

百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会設置規程

（設置）

第１条　百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）は、ユネスコ世界遺産委員会において審議・採択される世界遺産一覧表記載推薦書（以下「推薦書」という。）の具体的な記述内容について、学術的・専門的な立場から検討を加えるとともに、必要に応じて助言を得るため、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推薦書作成検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　推薦書本文の記述内容に関すること。

(2)　推薦書の付属資料に関すること。

(3)　その他推薦書作成に関すること。

（組織）

第３条　委員会の委員は、別表のとおりとし、推進本部会議の会長（以下「会長」という。）が任命する。

２　委員会に委員長及び副委員長を置く。

３　委員長は、委員の互選とする。

４　副委員長は、委員長が指名する。

５　委員に欠員が生じた場合、会長は速やかに補欠の委員を任命するものとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長の職務）

第４条　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（守秘義務）

第５条　委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第６条　委員会の会議は、会長又は委員長が招集するものとする。

２　委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報酬）

第７条　委員の報酬の額は、大阪府附属機関条例第３条に規定する額を超えない範囲内とし、出席日数に応じてその都度支給する。

２　委員には、大阪府の各審議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する規則に準じて、実費を弁償する。

（任期）

第８条　委員の任期は、平成２８年３月３１日までとする。
（庶務）
第９条　委員会の庶務は、推進本部会議の事務局において処理する。
（その他）
第10条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附　則
１　この規程は、平成２６年２月５日から施行する。
２　この規程は、平成２８年３月３１日限り、その効力を失う。

別　表（第３条関係）

敬称略

氏　　名	勤　務　先	役　職　名	専 門 分 野
岡田　保良	国士舘大学	イラク古代文化研究所長	建築・文化遺産 日本イコモス国内委員
宗田　好史	京都府立大学	教授	都市計画・世界遺産 日本イコモス国内委員
和田　晴吾	立命館大学	特任教授	考古学
福永　伸哉	大阪大学	教授	考古学

別紙２　構成資産及び緩衝地帯の位置図

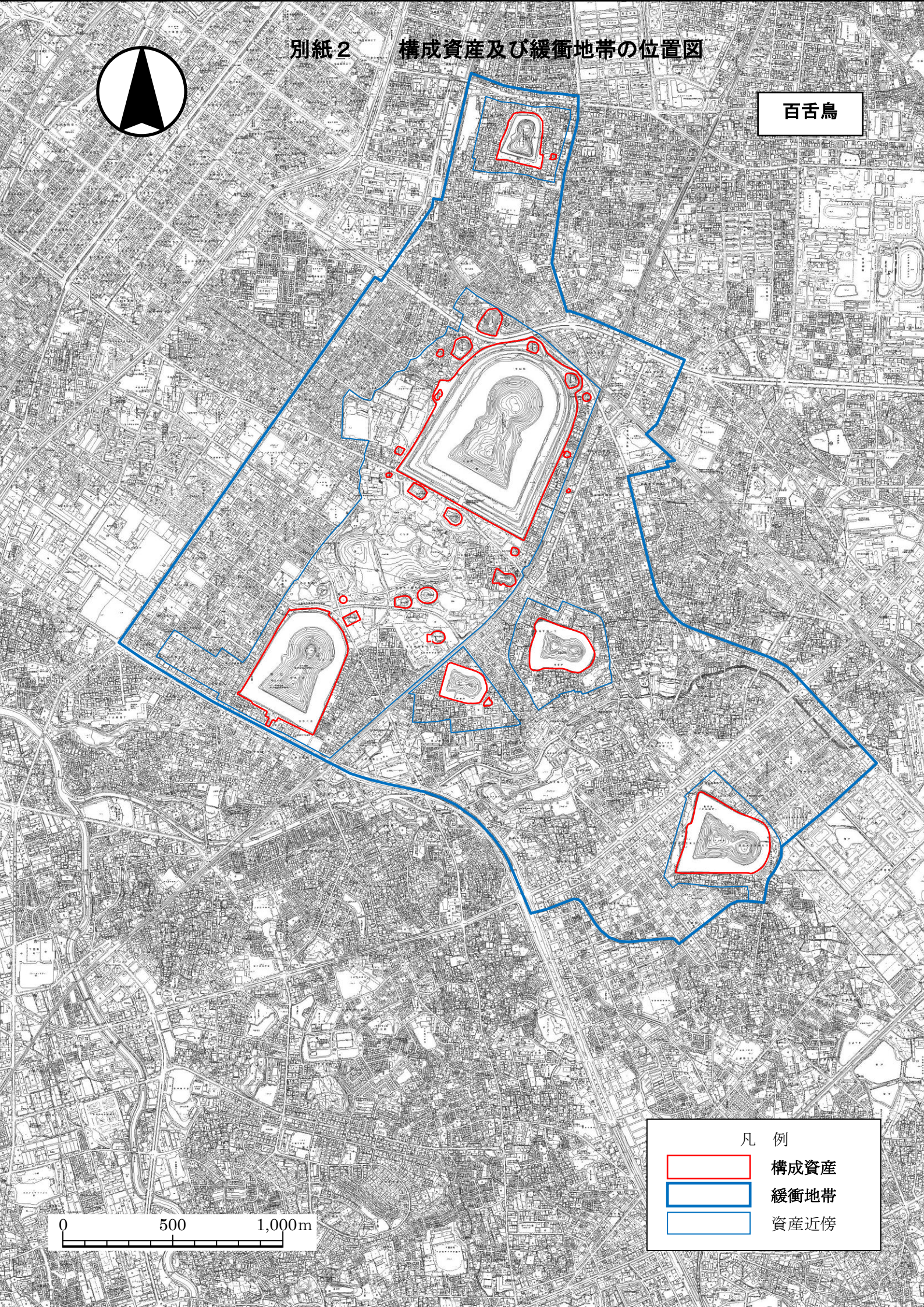

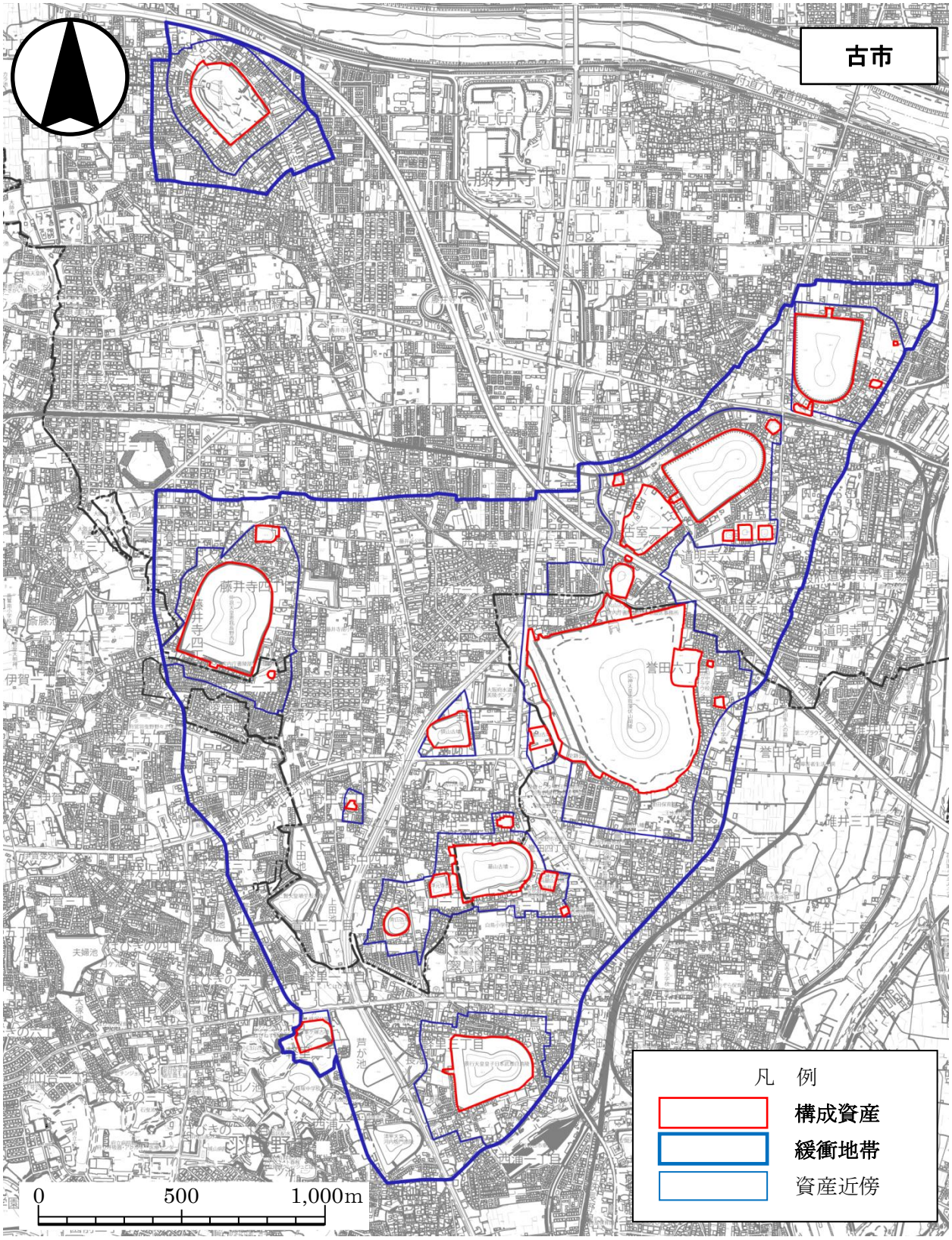
古市
凡　例
構成資産
緩衝地帯
資産近傍
0
500
1,000m

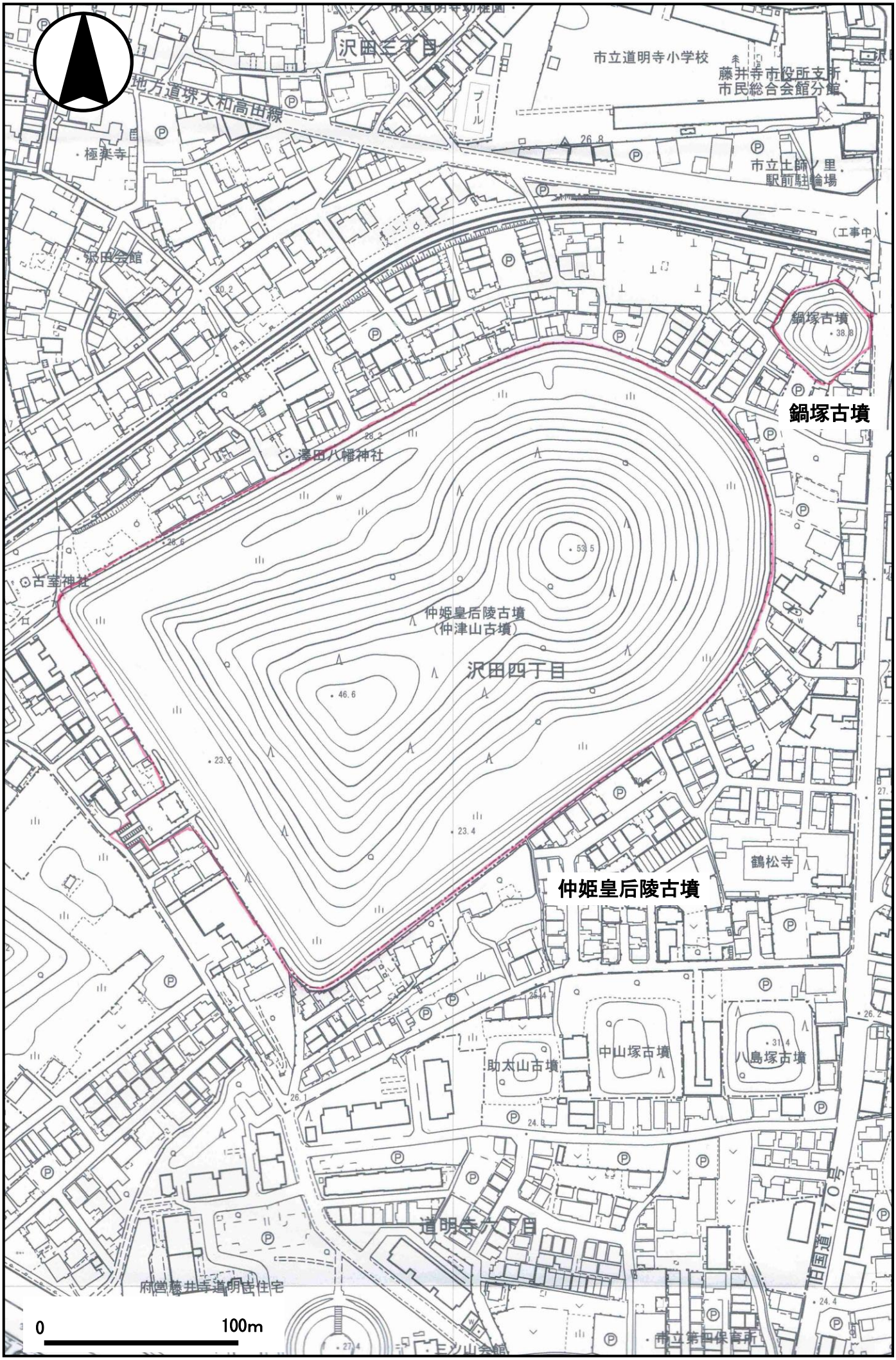
沢田三丁目
市立道明寺小学校
藤井寺市役所支所
市民総合会館分館
地方道堺大和高田線
プール
極楽寺
市立土師ノ里
駅前駐輪場
(工事中)
沢田会館
鍋塚古墳
鍋塚古墳
澤田八幡神社
古室神社
仲姫皇后陵古墳
(仲津山古墳)
沢田四丁目
仲姫皇后陵古墳
鶴松寺
中山塚古墳
八島塚古墳
助太山古墳
道明寺六丁目
府営藤井寺道明寺住宅
旧国道170号
市立第四保育所
0
100m

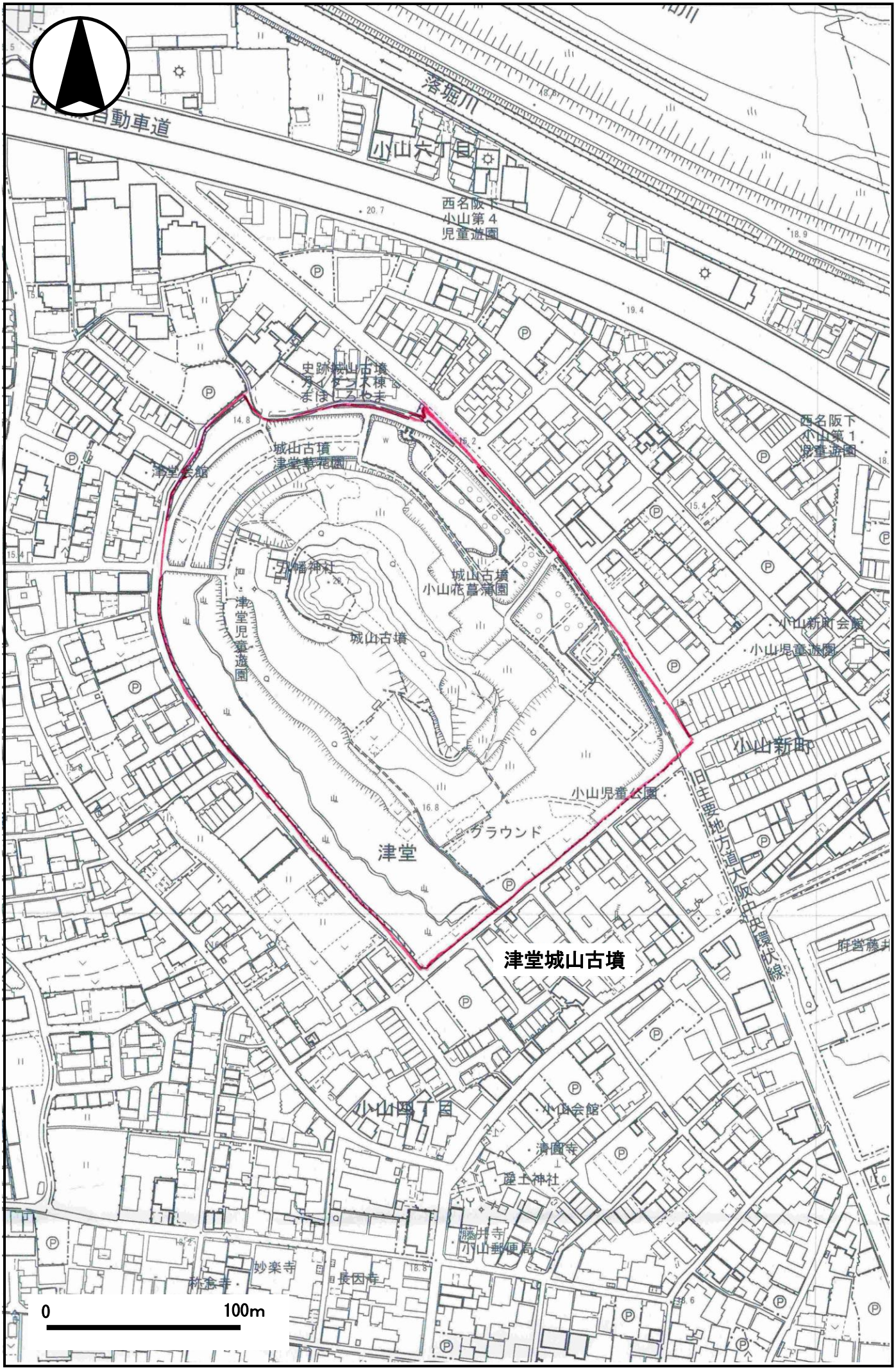
落堀川
西名阪自動車道
小山六丁目
西名阪下
小山第４
児童遊園
史跡城山古墳
月イダコ木棟
まほろば
城山古墳
津堂幸花園
津堂会館
八幡神社
津堂児童遊園
城山古墳
小山花菖蒲園
城山古墳
西名阪下
小山第１
児童遊園
小山新町会館
小山児童遊園
小山新町
小山児童公園
グラウンド
津堂
旧主要地方道大阪中央環状線
津堂城山古墳
小山四丁目
小山会館
清圓寺
産土神社
藤井寺
小山郵便局
妙楽寺
称念寺
長因寺
0
100m

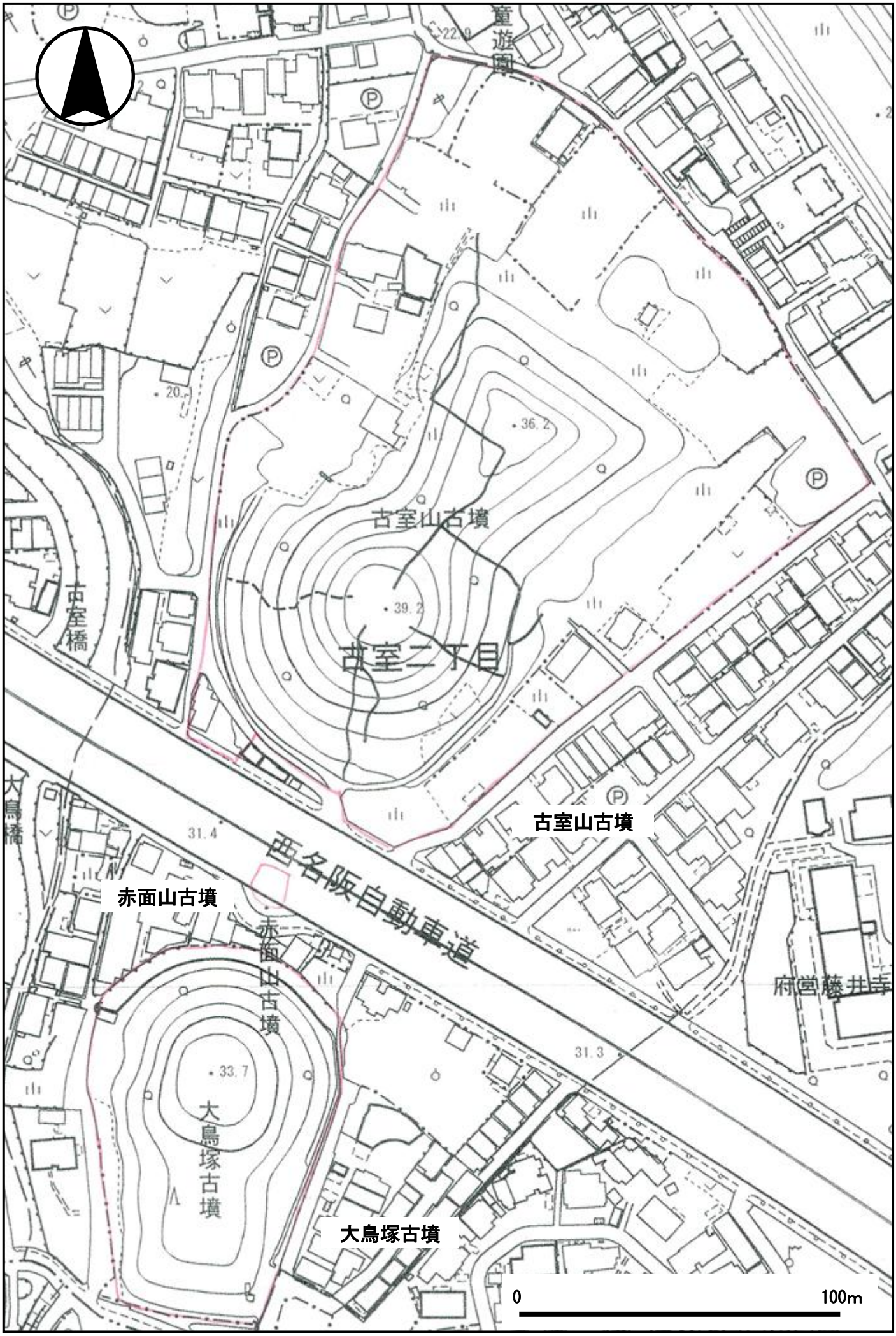
童遊園
古室山古墳
古室二丁目
古室橋
大鳥橋
西名阪自動車道
赤面山古墳
赤面山古墳
大鳥塚古墳
大鳥塚古墳
府営藤井寺
0
100m

七観音古墳
寺山南山古墳
履中天皇陵古墳
旭ケ丘中町四丁
旭ケ丘南町四丁
緑ケ丘北町四丁
緑ケ丘中町四丁
上野芝町四丁
上野芝町
西区
石津ケ丘
履中陵古墳
（履仲天皇百舌鳥耳原南陵）
上野芝町マツモ広場
上野芝駅
0
200m

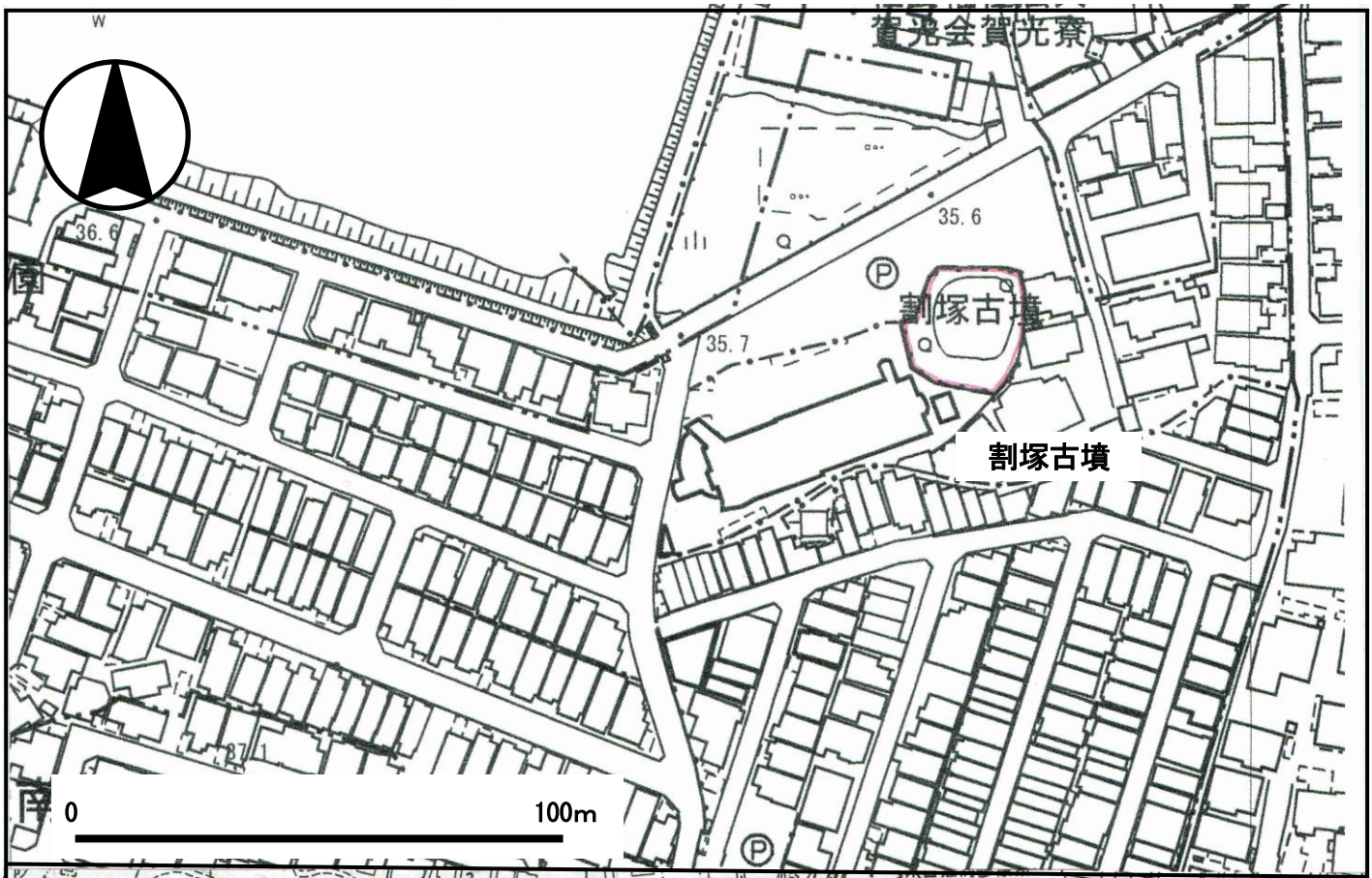
割塚古墳
0
100m

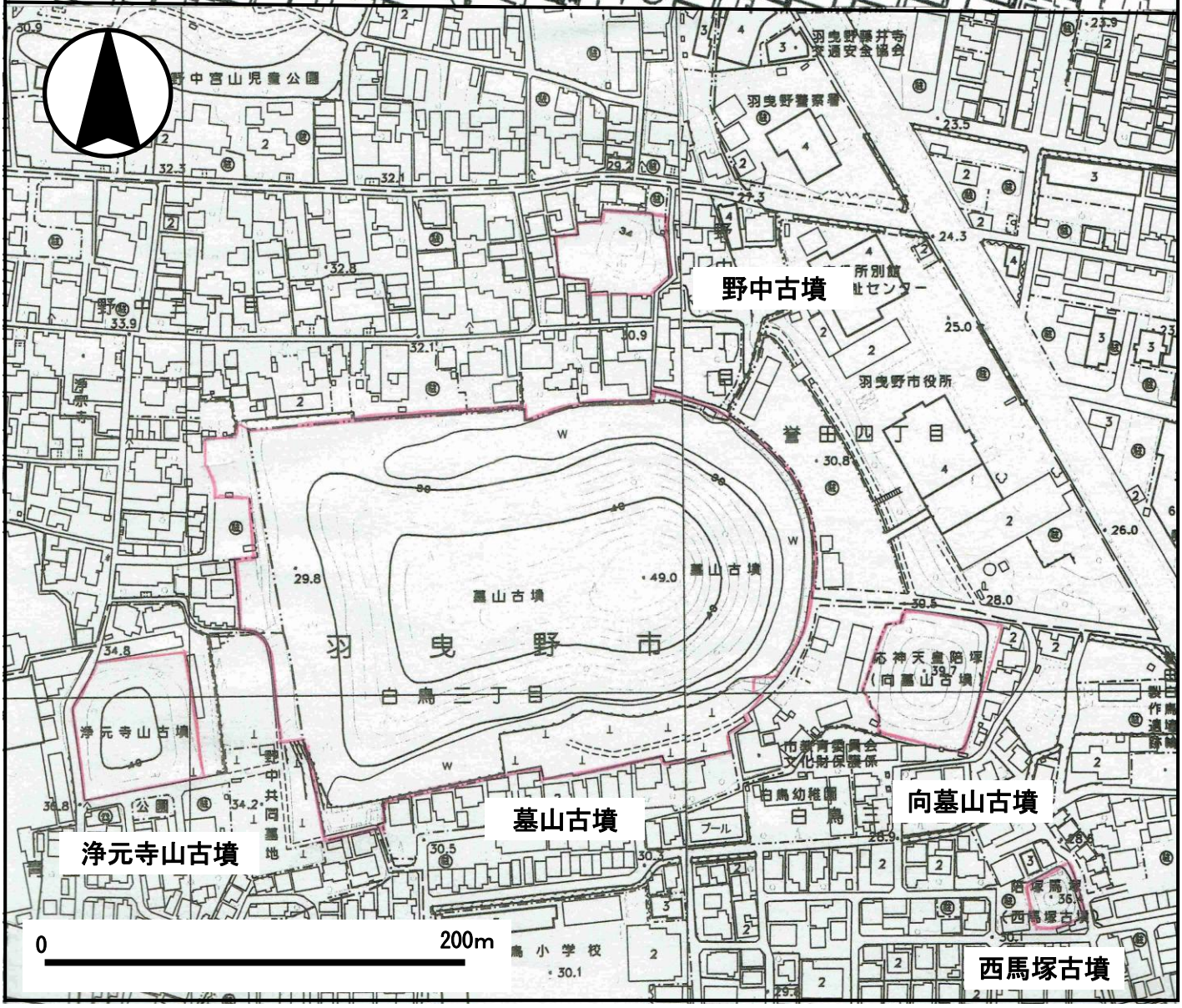
野中古墳
墓山古墳
向墓山古墳
浄元寺山古墳
西馬塚古墳
羽曳野市
白鳥三丁目
誉田四丁目
羽曳野市役所
0
200m

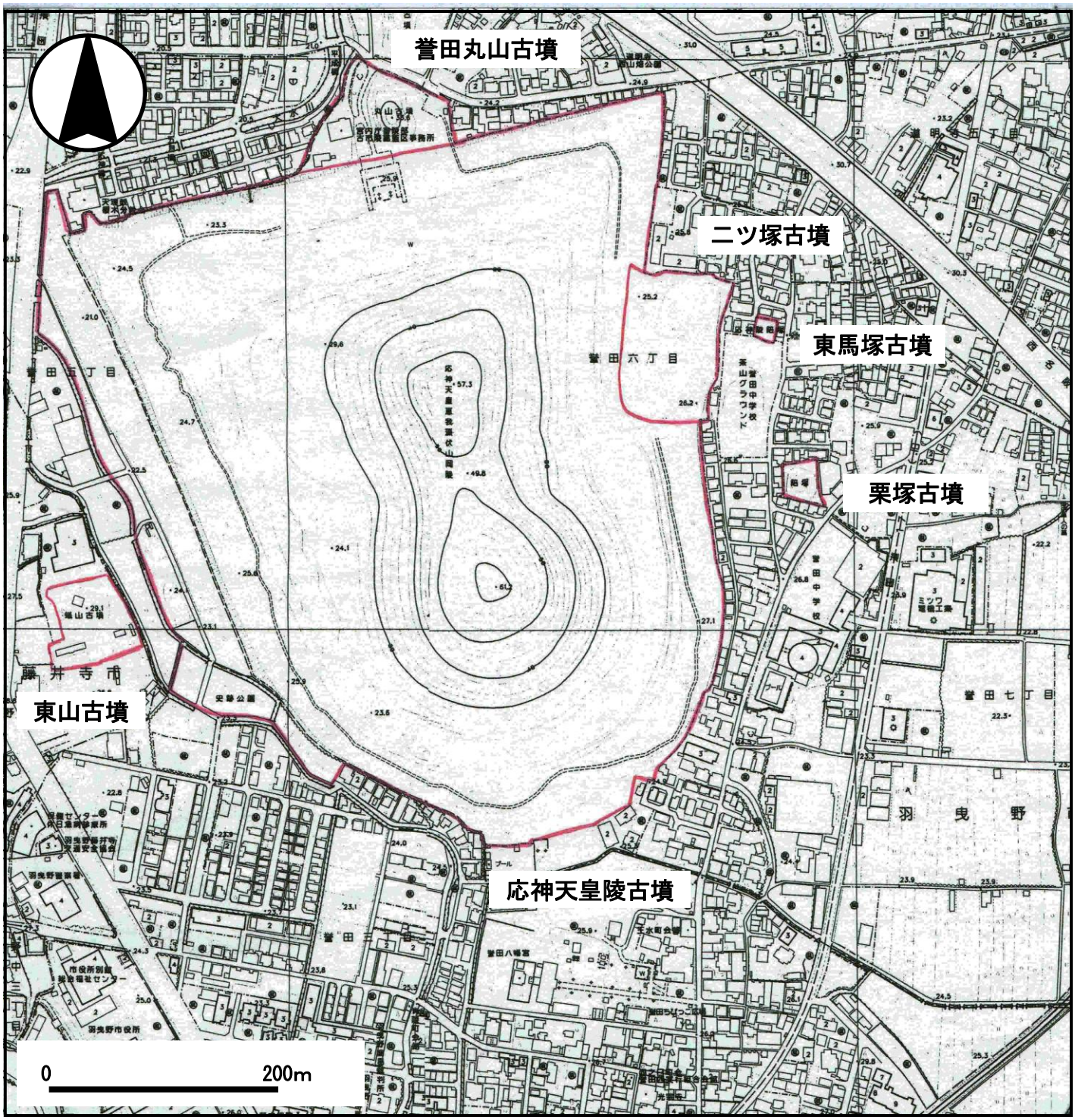
誉田丸山古墳
二ツ塚古墳
東馬塚古墳
栗塚古墳
東山古墳
応神天皇陵古墳
誉田六丁目
誉田五丁目
誉田七丁目
誉田八幡宮
羽曳野
藤井寺市
0
200m

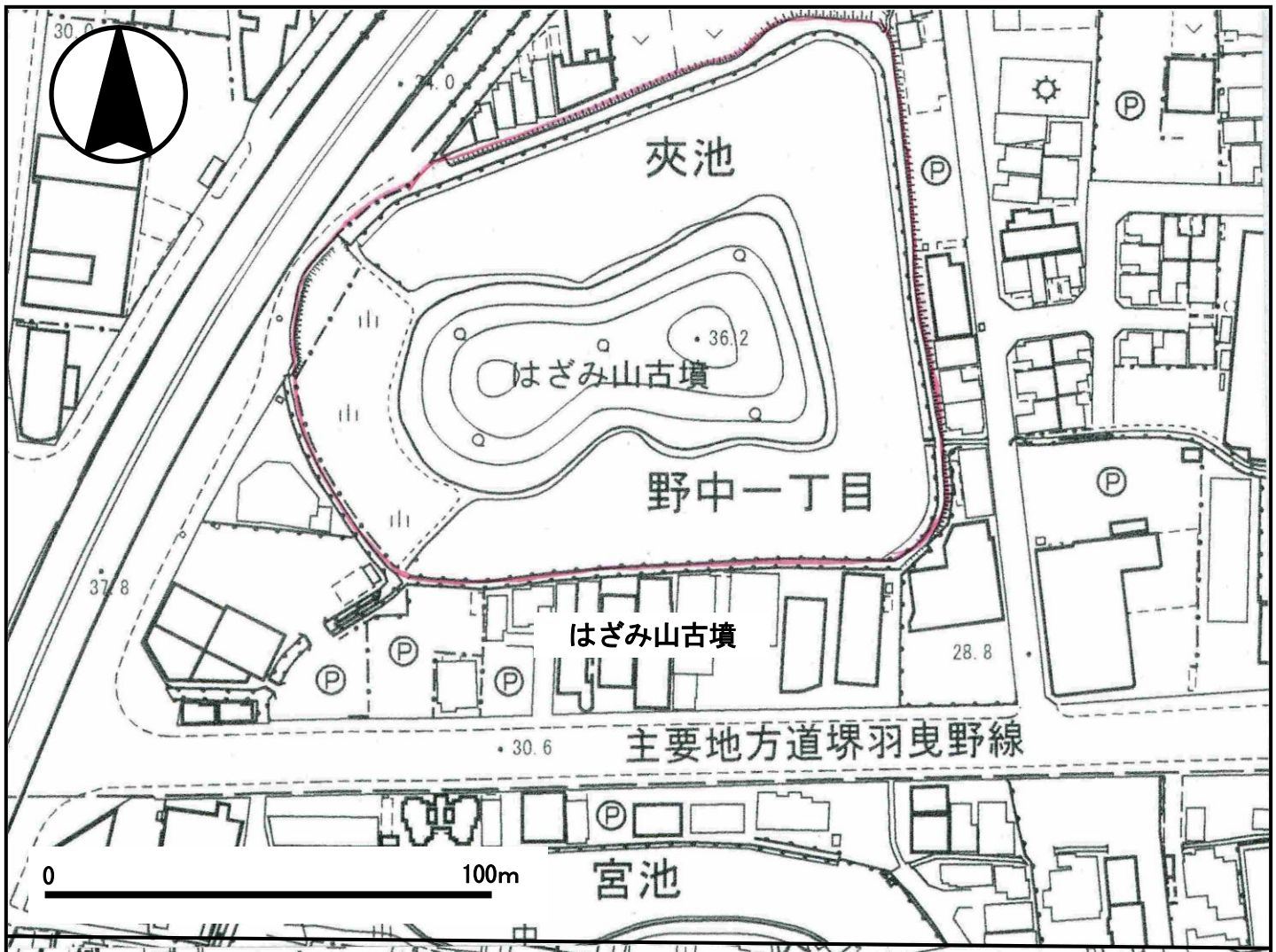
夾池
はざみ山古墳
野中一丁目
はざみ山古墳
主要地方道堺羽曳野線
宮池
0
100m

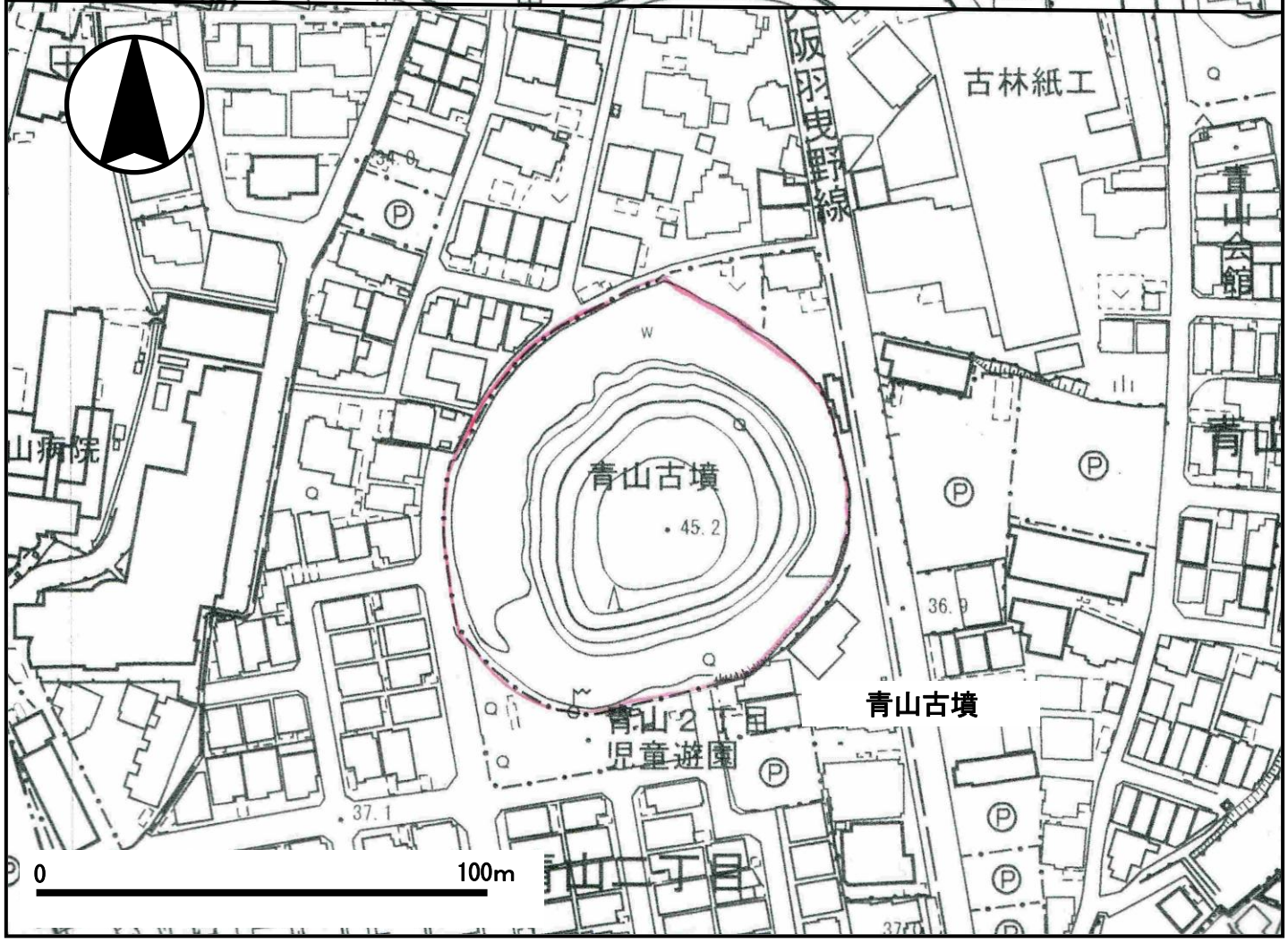
阪羽曳野線
古林紙工
青山会館
山病院
青山古墳
青山古墳
青山2丁目
児童遊園
0
100m

府立堺支援学校
プール
いたすけ公園
史跡いたすけ古墳
板鶴池
百舌鳥本町二丁
東上野芝町
いたすけ古墳
善右ヱ門山古墳
0
200m

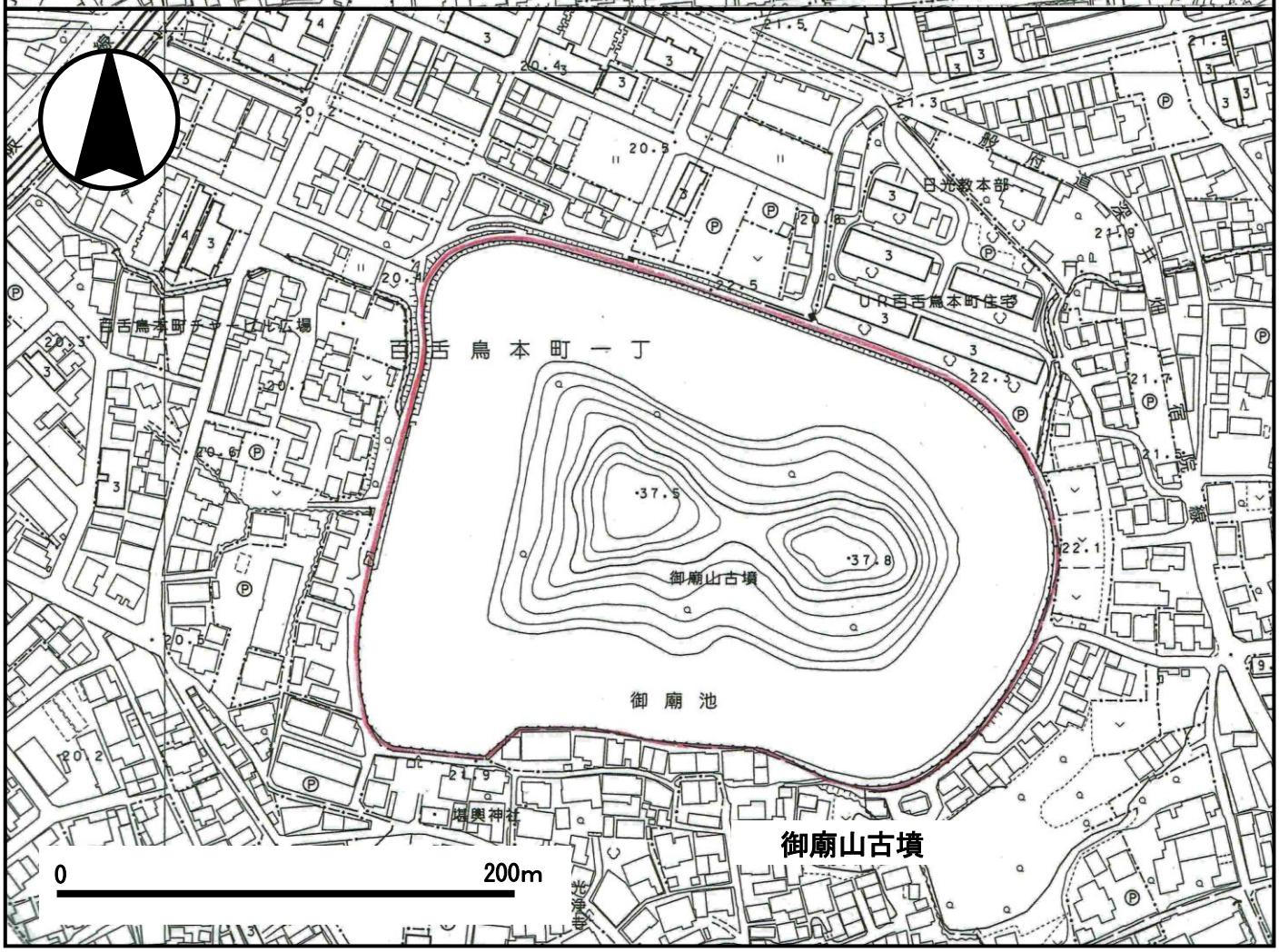
日光教本部
UR百舌鳥本町住宅
百舌鳥本町一丁
百舌鳥本町チャーロしし広場
御廟山古墳
御廟池
堀興神社
御廟山古墳
0
200m

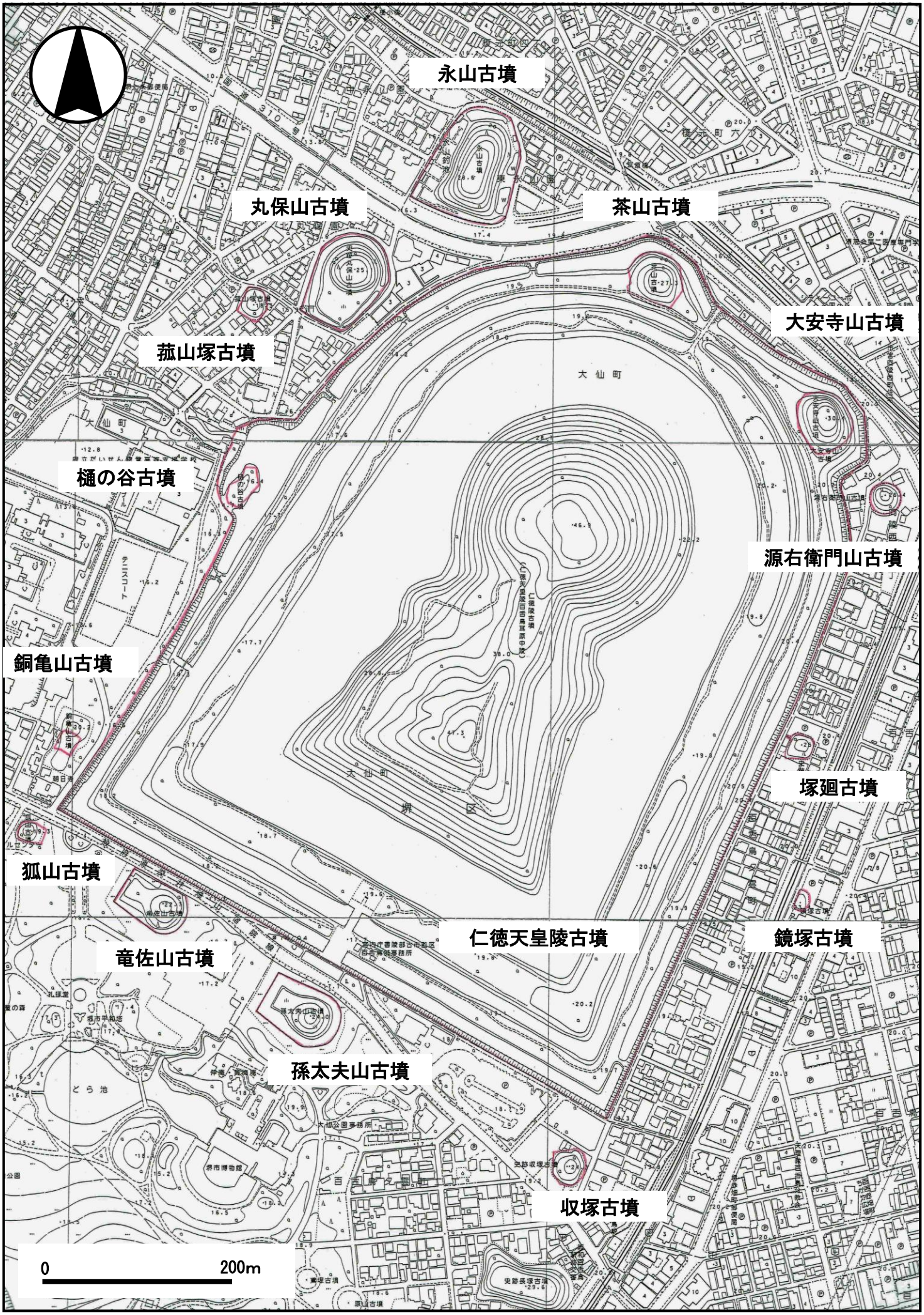
永山古墳
丸保山古墳
茶山古墳
大安寺山古墳
菰山塚古墳
樋の谷古墳
源右衛門山古墳
銅亀山古墳
塚廻古墳
狐山古墳
仁徳天皇陵古墳
鏡塚古墳
竜佐山古墳
孫太夫山古墳
収塚古墳
大仙町
堺区
0
200m

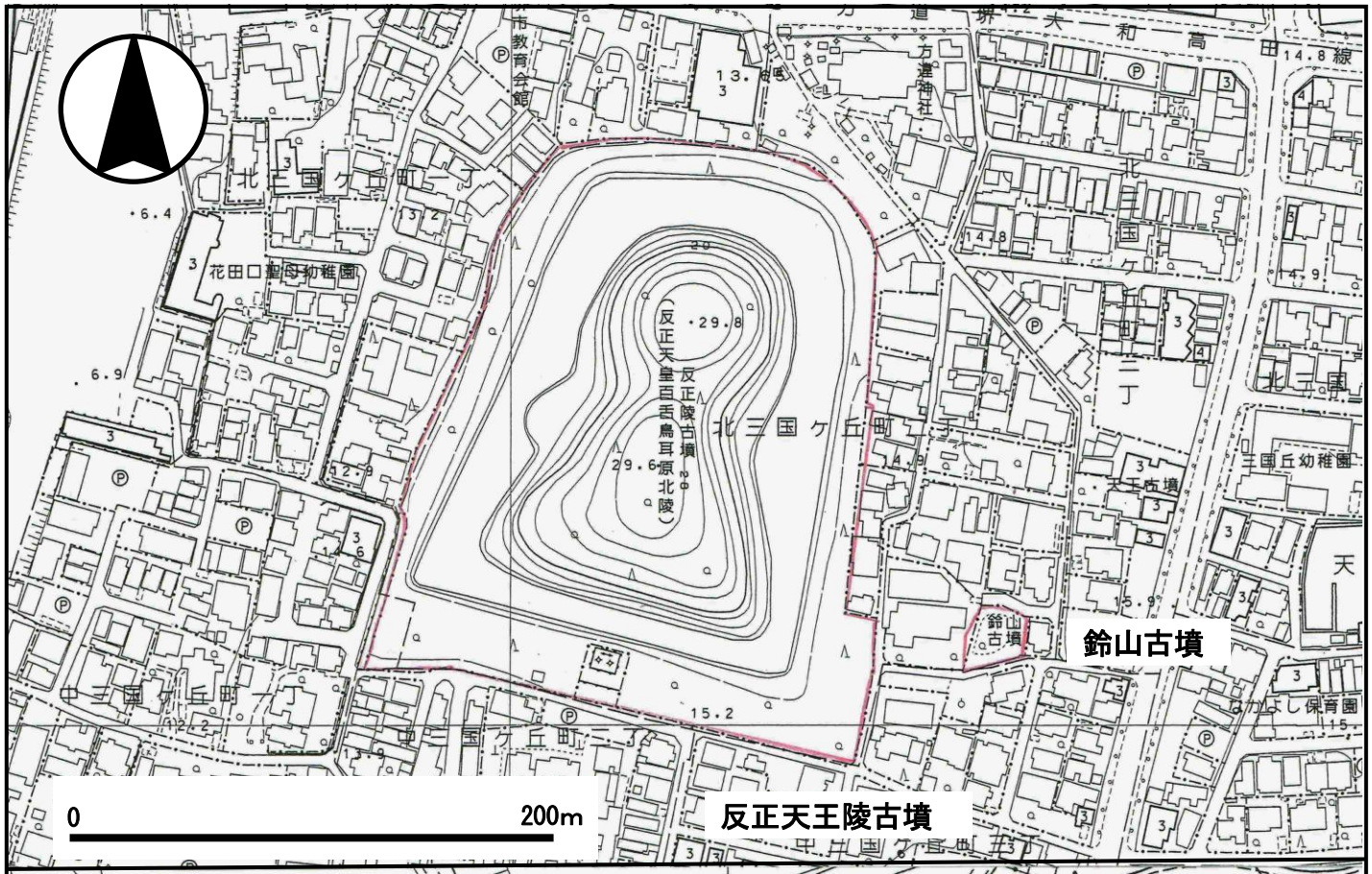
鈴山古墳
反正天王陵古墳
0
200m

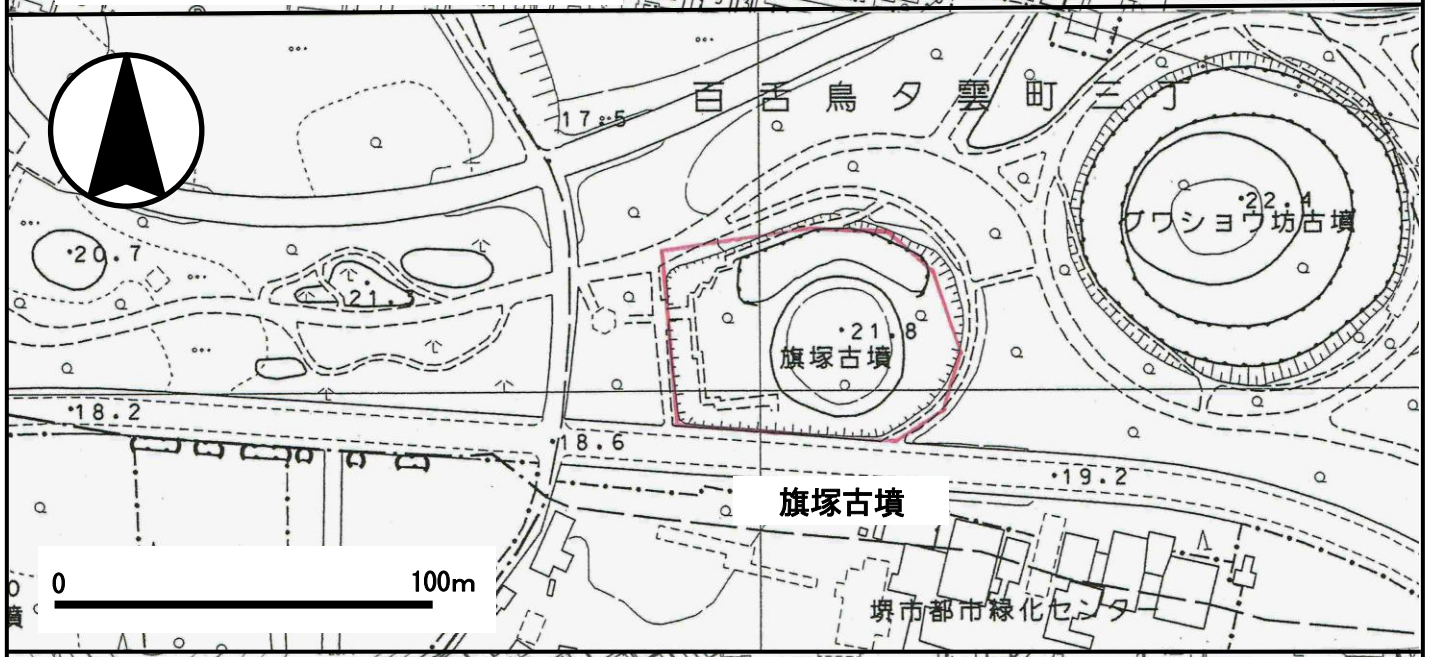
百舌鳥夕雲町三丁
ワワショウ坊古墳
旗塚古墳
0
100m

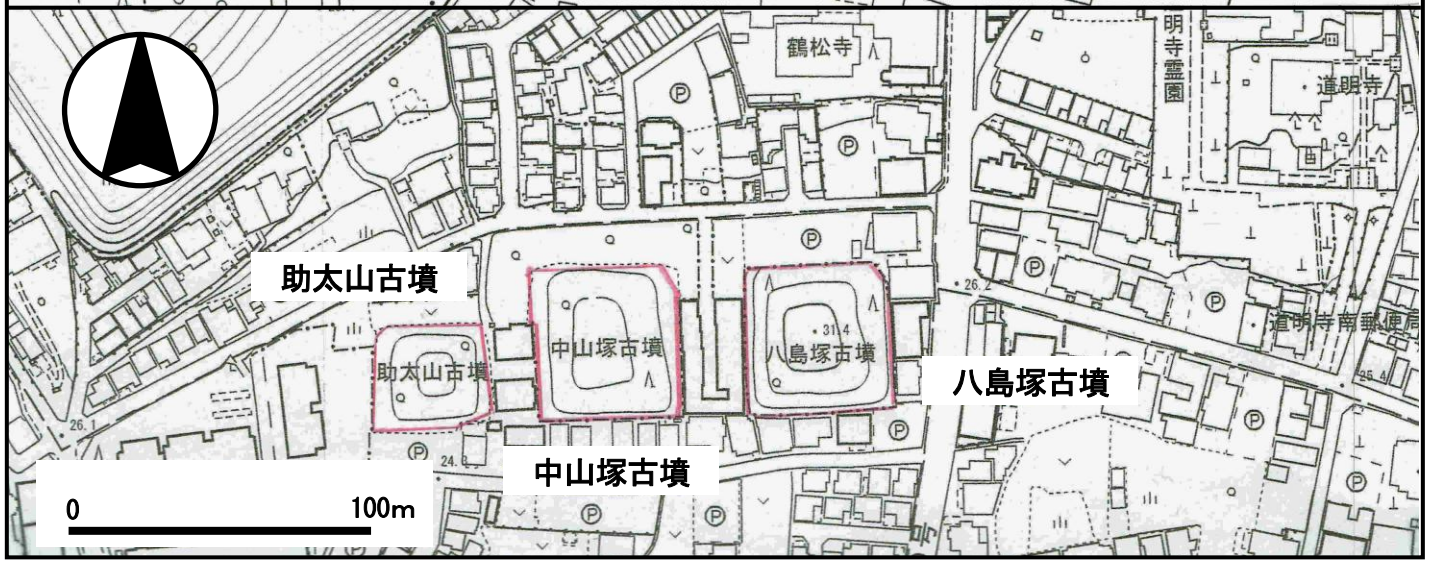
助太山古墳
中山塚古墳
八島塚古墳
0
100m

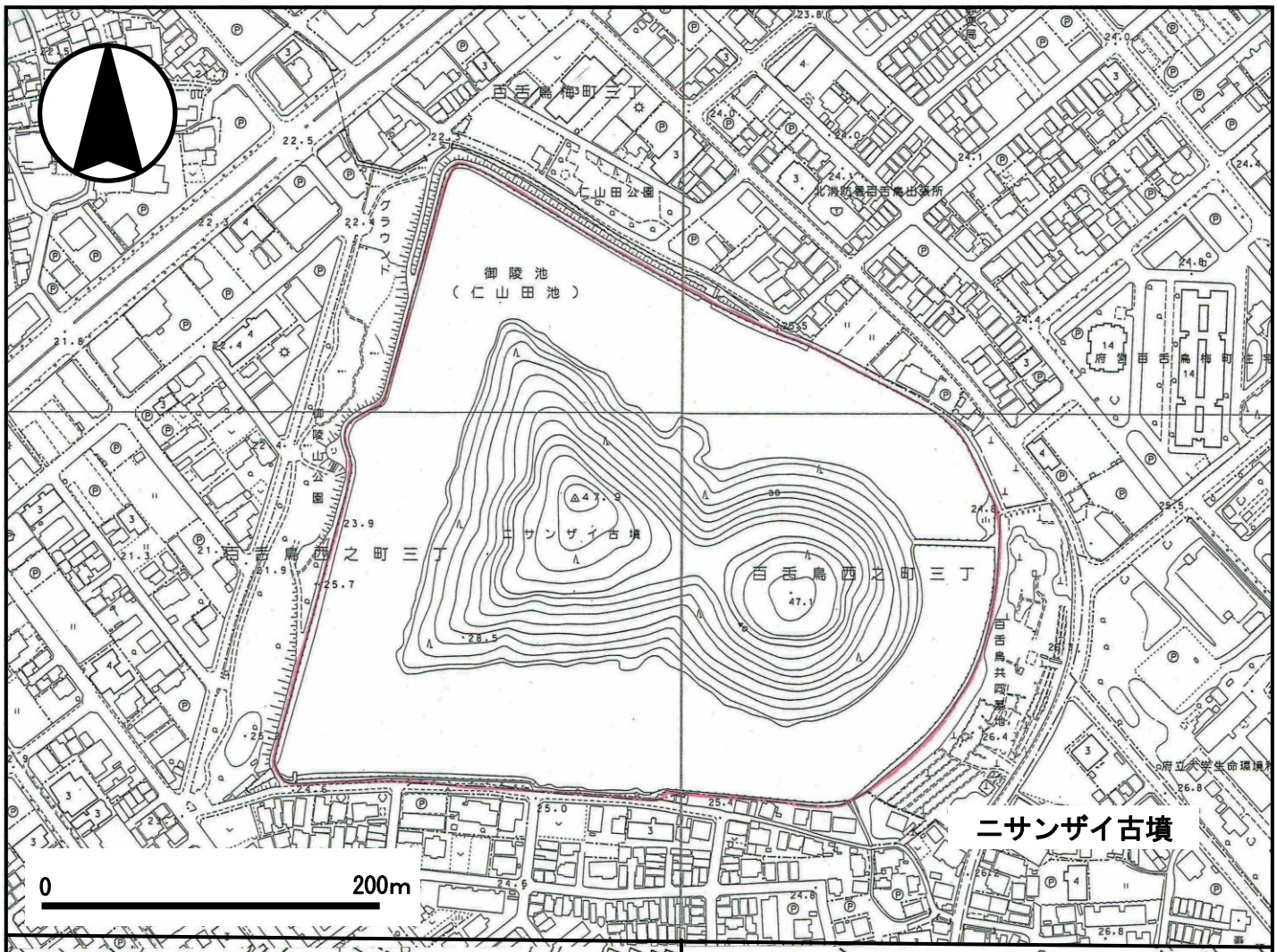

ニサンザイ古墳

長塚古墳

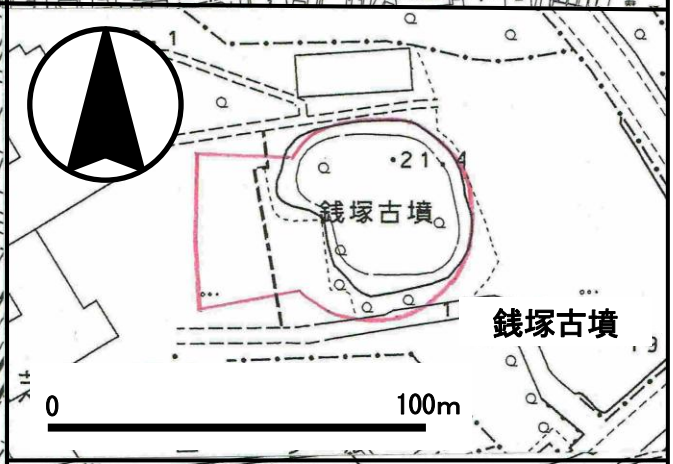

銭塚古墳

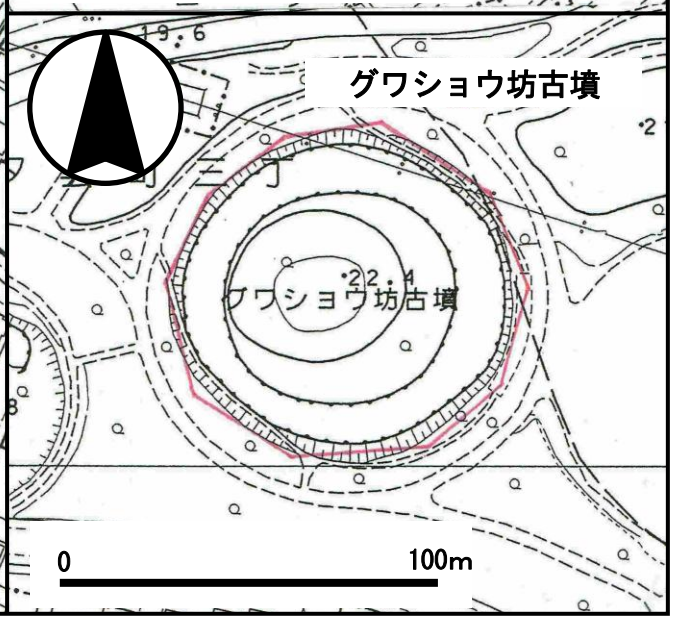

グワショウ坊古墳

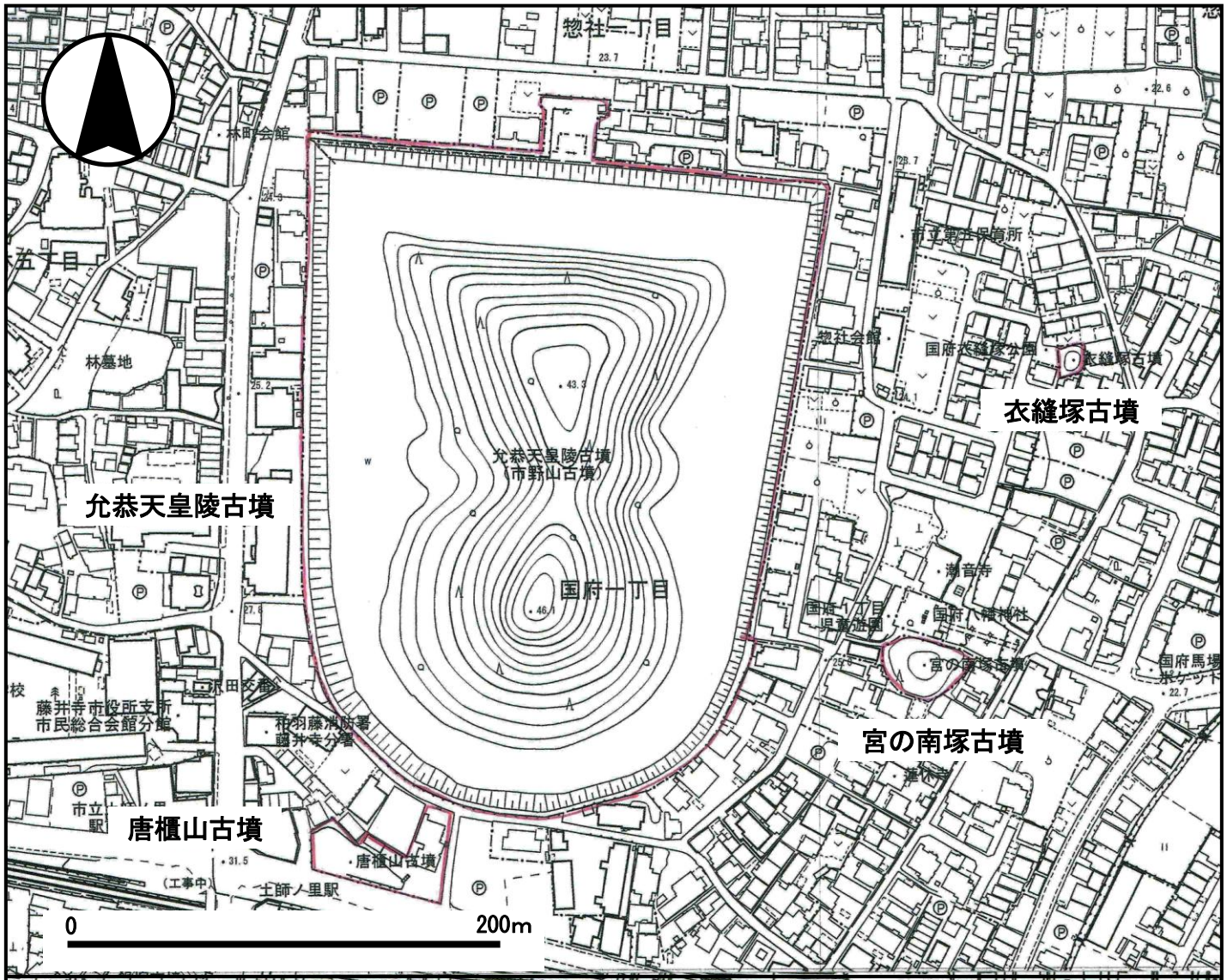
惣社一丁目
林墓地
允恭天皇陵古墳
（市野山古墳）
国府一丁目
衣縫塚古墳
宮の南塚古墳
唐櫃山古墳
藤井寺市役所支所
市民総合会館分館
市立
駅
土師ノ里駅
0
200m

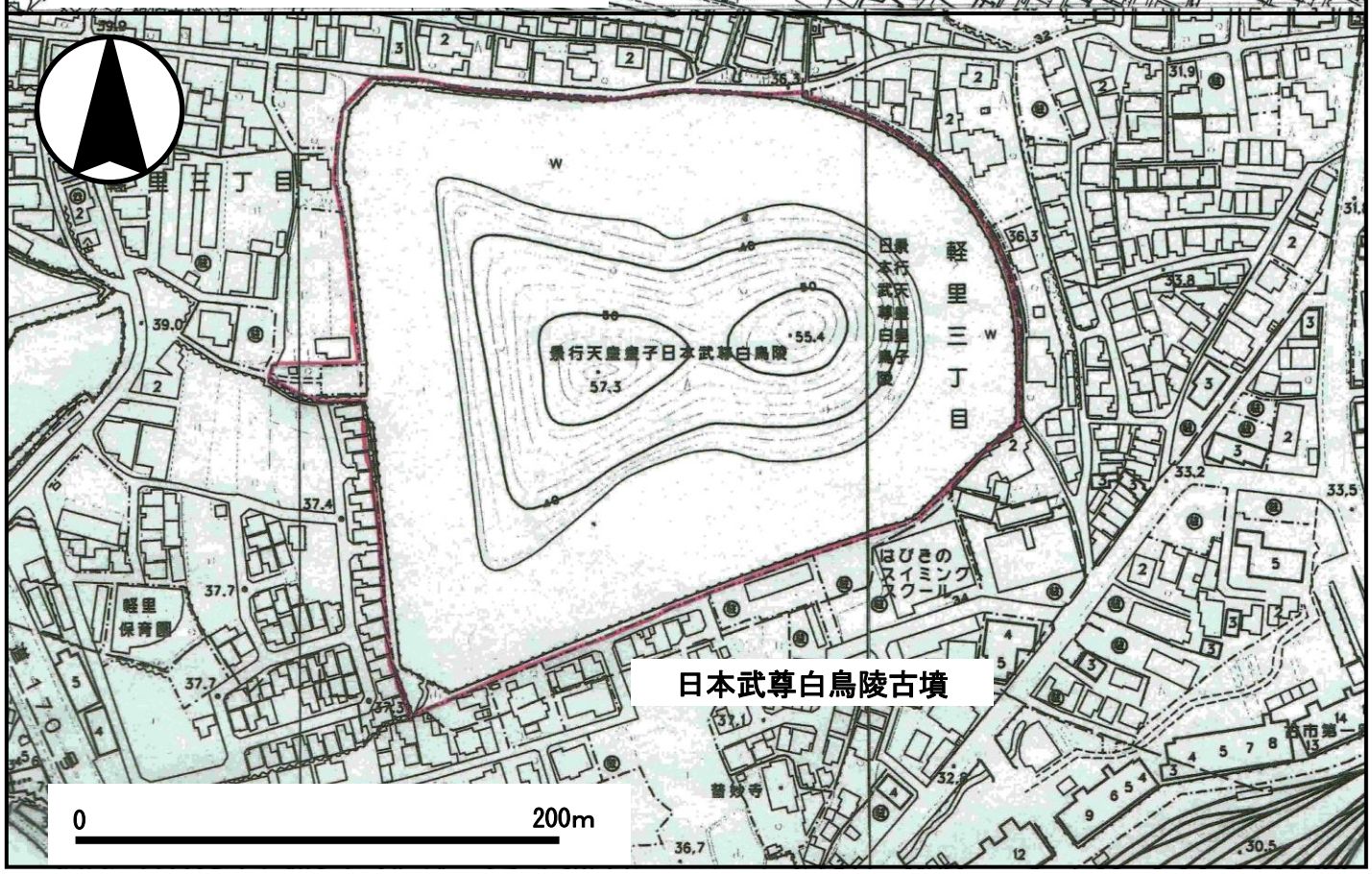
軽里三丁目
景行天皇皇子日本武尊白鳥陵
日本武尊白鳥陵古墳
軽里
保育園
はびきの
スイミング
スクール
0
200m

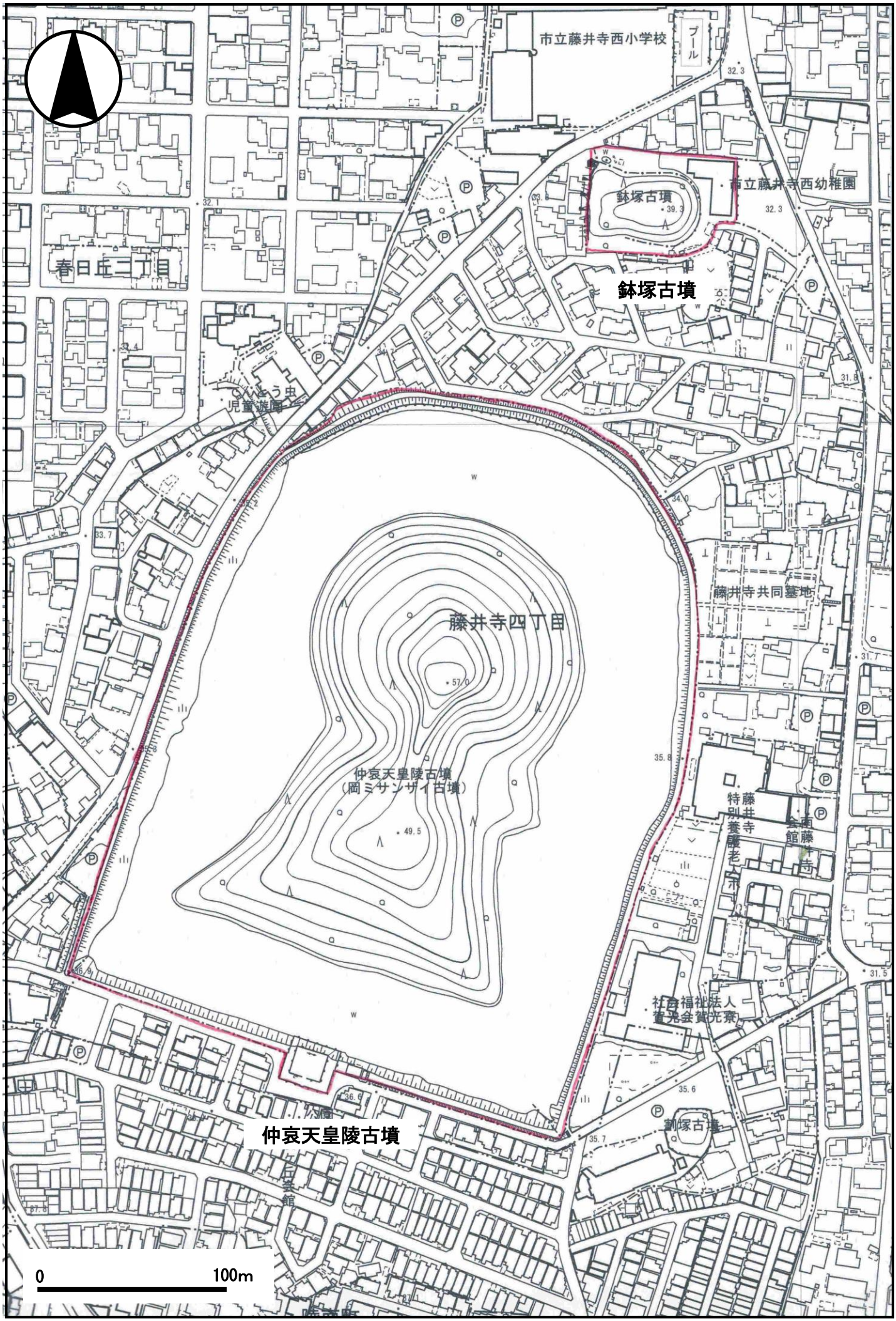
市立藤井寺西小学校
プール
市立藤井寺西幼稚園
鉢塚古墳
鉢塚古墳
春日丘二丁目
こんぺとう虫
児童遊園
藤井寺四丁目
藤井寺共同墓地
仲哀天皇陵古墳
（岡ミサンザイ古墳）
藤井寺
特別養護老人ホーム
藤井寺
会館
社会福祉法人
春光会（光寮）
割塚古墳
仲哀天皇陵古墳
0
100m

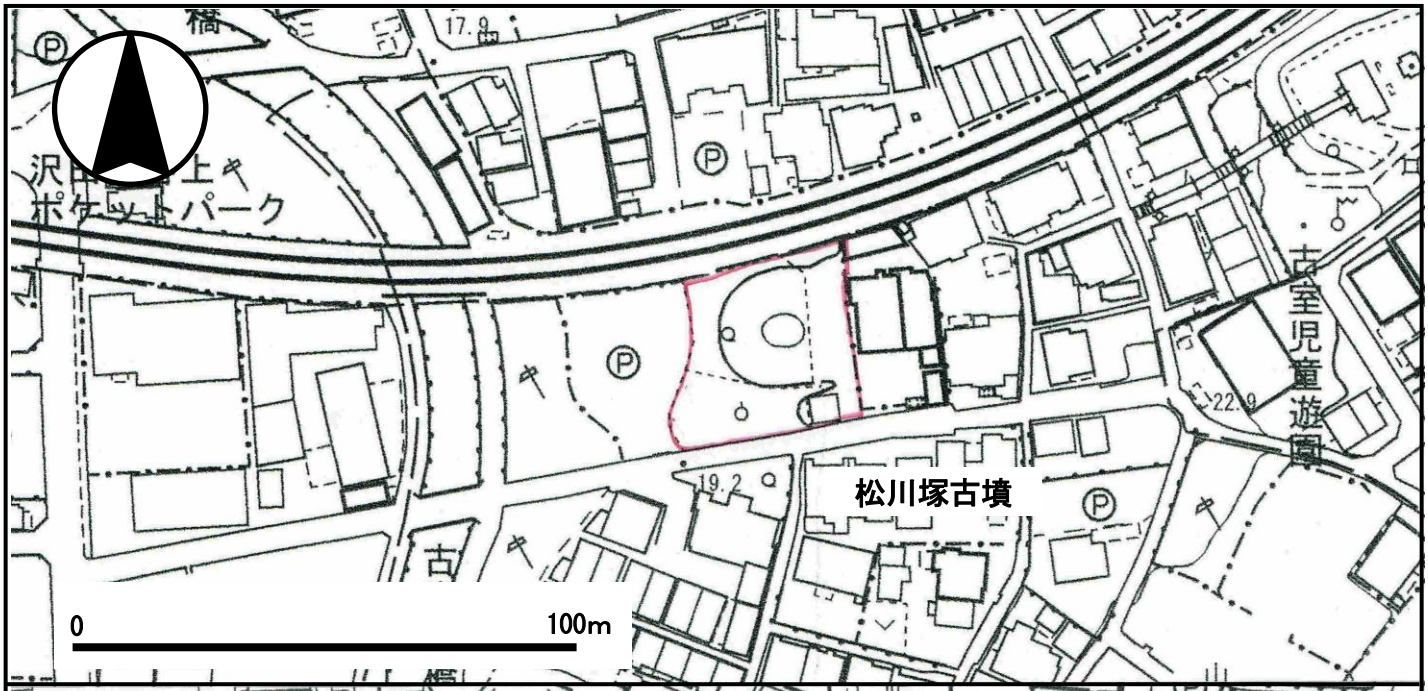
沢田
ポケットパーク
古室児童遊園
松川塚古墳
0
100m

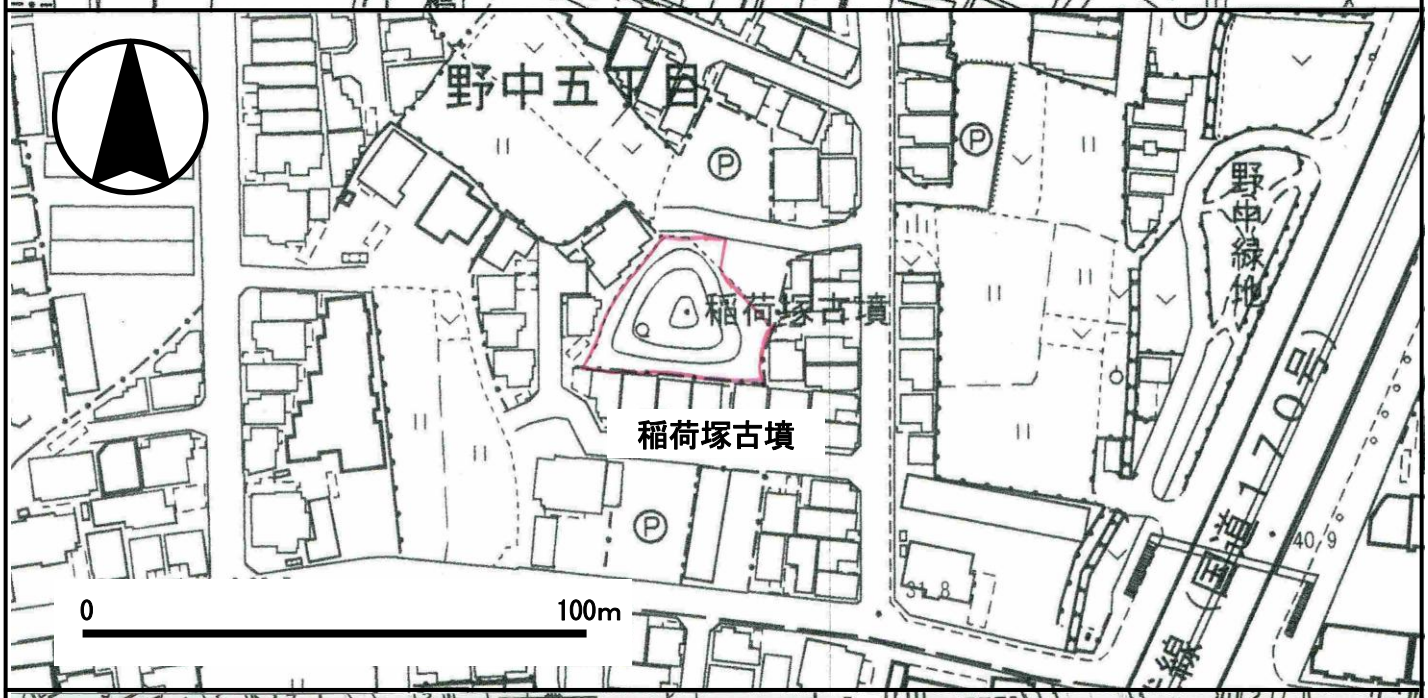
野中五丁目
稲荷塚古墳
稲荷塚古墳
野中緑地
0
100m

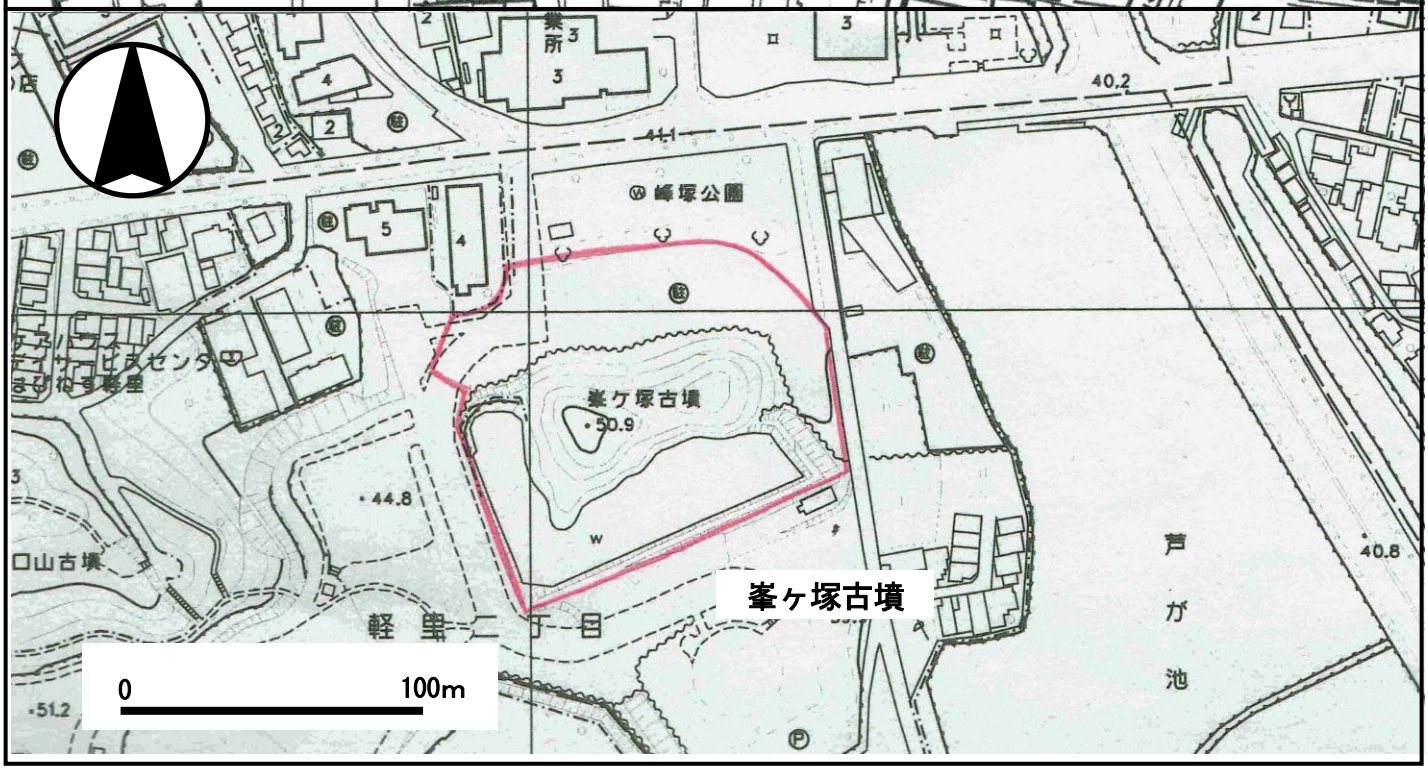
峰塚公園
峯ケ塚古墳
峯ケ塚古墳
軽里二丁目
芦が池
0
100m

別紙1 構成資産の一覧表

資産名称　百舌鳥・古市古墳群

No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
1	仲姫皇后陵古墳（なかつひめこうごうりょうこふん）	国　陵墓	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）		
2	鍋塚古墳（なべづかこふん）	国　指定史跡	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）		
3	津堂城山古墳（つどうしろやまこふん） （藤井寺陵墓参考地）	国　陵墓 ・指定史跡	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）		
4	古室山古墳（こむろやまこふん）	国　指定史跡	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）		
5	赤面山古墳（せきめんやまこふん）	国　指定史跡	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）		
6	履中天皇陵古墳（りちゅうてんのうりょうこふん）	国　陵墓	—	大阪府堺市（おおさかふさかいし）		
7	寺山南山古墳（てらやまみなみやまこふん）	国　指定史跡	—	大阪府堺市（おおさかふさかいし）		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として指定。
8	七観音古墳（しちかんのんこふん）	国　指定史跡	—	大阪府堺市（おおさかふさかいし）		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として指定。
9	墓山古墳（はかやまこふん） （応神天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓 ・指定史跡	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）・藤井寺市（ふじいでらし）		追加指定に向けて平成26年1月に意見具申済み。
10	向墓山古墳（むこうはかやまこふん） （応神天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）		
11	浄元寺山古墳（じょうがんじやまこふん）	—	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）	国史跡指定に向けて協議中。	
12	野中古墳（のなかこふん）	国　指定史跡	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）		
13	西馬塚古墳（にしうまづかこふん） （応神天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）		
14	大鳥塚古墳（おおとりづかこふん）	国　指定史跡	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）		
15	応神天皇陵古墳（おうじんてんのうりょうこふん）	国　陵墓 ・指定史跡	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）		
16	二ツ塚古墳（ふたつづかこふん） （応神天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）		
17	誉田丸山古墳（こんだまるやまこふん） （応神天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）		
18	東山古墳（ひがしやまこふん）	—	—	大阪府藤井寺市（おおさかふふじいでらし）	国史跡指定に向けて平成26年1月に意見具申済み。	
19	栗塚古墳（くりづかこふん） （応神天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）		
20	東馬塚古墳（ひがしうまづかこふん） （応神天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	—	大阪府羽曳野市（おおさかふはびきのし）		

21	はざみ山古墳	国　指定史跡	―	大阪府藤井寺市		
22	青山古墳	国　指定史跡	―	大阪府藤井寺市		
23	いたすけ古墳	国　指定史跡	―	大阪府堺市		平成26年度に史跡百舌鳥古墳群として統合・名称変更。
24	善右ヱ門山古墳	国　指定史跡	―	大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として指定。
25	御廟山古墳 (百舌鳥陵墓参考地)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
26	仁徳天皇陵古墳	国　陵墓	―	大阪府堺市		
27	永山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
28	大安寺山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
29	茶山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
30	樋の谷古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
31	丸保山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓 ・指定史跡	―	大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として統合・名称変更。
32	菰山塚古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
33	銅亀山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
34	狐山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
35	孫太夫山古墳 (仁徳天皇陵古墳陪冢)	国　陵墓	―	大阪府堺市		
36	収塚古墳	国　指定史跡	―	大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として統合・名称変更。
37	鏡塚古墳	国　指定史跡	―	大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として指定。
38	塚廻古墳	国　指定史跡	―	大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として統合・名称変更。

39	げんえもんやまこふん 源右衛門山古墳 （仁徳天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		
40	たつさやまこふん 竜佐山古墳 （仁徳天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		
41	はんぜいてんのうりょうこふん 反正天皇陵古墳	国　陵墓	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		
42	すずやまこふん 鈴山古墳 （反正天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		
43	ながつかこふん 長塚古墳	国　指定史跡	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として統合・名称変更。
44	はたづかこふん 旗塚古墳	国　指定史跡	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として指定。
45	ぜにづかこふん 銭塚古墳	国　指定史跡	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として指定。
46	ぐわしょうぼうこふん グワショウ坊古墳	国　指定史跡	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		平成25年度に史跡百舌鳥古墳群として指定。
47	いんぎょうてんのうりょうこふん 允恭天皇陵古墳	国　陵墓	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		
48	みやのみなみづかこふん 宮の南塚古墳 （允恭天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		
49	いぬいづかこふん 衣縫塚古墳 （允恭天皇陵古墳陪冢）	国　陵墓	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		
50	からとやまこふん 唐櫃山古墳	―	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市	H26年度の国史跡指定に向けて所有者と協議中。	
51	やまとたけるのみことはくちょうりょうこふん 日本武尊白鳥陵古墳	国　陵墓	―	おおさかふはびきのし 大阪府羽曳野市		
52	やしまづかこふん 八島塚古墳 （仲姫皇后陵古墳陪冢）	国　陵墓	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		
53	なかやまづかこふん 中山塚古墳 （仲姫皇后陵古墳陪冢）	国　陵墓	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		
54	すけたやまこふん 助太山古墳	国　指定史跡	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		
55	にさんざいこふん ニサンザイ古墳 （東百舌鳥陵墓参考地）	国　陵墓	―	おおさかふさかいし 大阪府堺市		
56	ちゅうあいてんのうりょうこふん 仲哀天皇陵古墳	国　陵墓	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		
57	わりづかこふん 割塚古墳	―	府指定史跡	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市	国史跡指定に向けて平成26年1月に意見具申済み。	
58	はちづかこふん 鉢塚古墳	国　指定史跡	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市		

59	まつかわづかこふん 松川塚古墳	ー	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市	国史跡指定に向けて所有者と協議中。	
60	いなりづかこふん 稲荷塚古墳	ー	―	おおさかふふじいでらし 大阪府藤井寺市	国史跡指定に向けて平成26年1月に意見具申済み。	
61	みね　つかこふん 峯ヶ塚古墳	国　指定史跡	―	おおさかふはびきのし 大阪府羽曳野市		